報道資料

実はここにも
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成２５年３月４日

# 平成２５年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項

平成２５年１月２９日に閣議決定された国の予算に関連して、現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。


自治財政局財政課
　村岡財政企画官、髙梨係長
代表　03-5253-5111　内 23314、23323
直通　03-5253-5612
ＦＡＸ　03-5253-5615

事　務　連　絡

平成２５年３月４日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局　御中
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

総務省自治財政局財政課

平成２５年度の地方財政の見通し・その他留意事項について

平成２５年度の国の予算につきましては、平成２５年１月２９日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現段階における地方財政の見通し・その他留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】
総務省自治財政局
財政課財政計画係　髙梨
電話　03-5253-5612

（別　紙）

第１　国の予算等

政府は、平成２５年１月２４日「平成２５年度予算編成の基本方針」（別添資料第１）を閣議決定するとともに、同月２８日に「平成２５年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第２）を閣議了解し、これに基づいて同月２９日、平成２５年度予算政府案（別添資料第３）を閣議決定した。

１　平成２５年度予算は、「平成２５年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(1) 平成２５年度予算編成の基本的な考え方

①　緊急経済対策との一体的な編成

平成２５年度予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる「１５ヶ月予算」として編成する。

これにより、切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図る。

②　経済再生の実現に向けた効果的・効率的な予算編成

景気の底割れを防ぎ、デフレから脱却するには、平成２５年度予算の速やかな編成が必要である。

編成に当たっては、昨年１２月２６日、２７日の内閣総理大臣指示に従って、財政状況の悪化を防ぐため、民主党政権時代の歳出の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化する。

その際、東日本大震災からの復興の加速はもとより、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置く。

③　財政に対する信認の確保

財政赤字が拡大を続け、債務残高が増大した場合、国債費の増加による政策の自由度の低下、世代間の不公平の拡大など、様々な要因を通じて、経済、財政、国民生活に重大な影響を与えかねない。

したがって、２０１５年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対ＧＤＰ比を２０１０年度の水準から半減し、２０２０年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとの財政健全化目標を実現する必要がある。平成２５年度予算についても、上記の内閣総理大臣指示に

沿って、財政健全化目標を踏まえたものとするとともに、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。

財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋については、今後、経済財政諮問会議において検討を進める。

(2) 予算の重点化についての基本的な考え方

平成２５年度予算においては、民主党政権時代の要求内容を徹底して精査しつつ、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の３分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取組に重点的な配分を行う。

また、過年度の予算に計上された項目であっても聖域化することなく、必要性等につき、内容を十分に精査する。

① 復興・防災対策

被災地の復興の加速を最優先として、加速策を具体化し、各種制度等への被災地からの批判、要望に真摯に耳を傾け、きめ細やかな復興施策を実施するとともに、福島の再生のため原子力災害等からの迅速な再生を推進する。

② 成長による富の創出

「成長による富の創出」を実現していくため、規制改革や金融・税制面の措置等により民間の潜在力を最大限発揮しつつ、民間投資の喚起を図るための施策や低炭素社会の創出等に資する省エネルギー・再生可能エネルギー等の導入、研究開発、イノベーションの基盤強化、資源・海洋開発などを推進する。

③ 暮らしの安心・地域活性化

安全・安心な生活空間と環境を整備するとともに、国民の暮らしと命を守るための能力を強化し安心を確保する。さらに台風等の災害からの復旧等を行う。

社会保障制度の持続可能性を確保するとともに、社会的に弱い立場にある人たちが社会で活躍できる環境を整備する。

④ 歳出分野における主な留意事項等

ア　歳出分野における主な留意事項

歳出の各分野において、予算の大胆な重点化を進める。特に、社会保障については、少子高齢化が進展する中で、持続可能な社会保障制度を構築するため、社会保障の安定財源を確保するとともに、国民負担の増大を極力抑制する観点から、重点化に取り組む。このため、社会保障制度改革推進法に沿って、社会保障制度改革国民会議における議論を促進する。また、生活保護については、不正受給対策を徹底するとともに、自立・就労などの支援施策と併せて、生活扶助基準や医療扶助の適正化を行う。

また、公共投資については、投資効果の発現や民間投資の誘発等の観点から真に必要な事業を積み上げることとし、国民の安全を守る老朽化対策や防災対策など現下の優先課題とともに、国際競争力の強化や地域経済の活性化につながる「未来への投資」に予算を重点化する。

さらに、地方財政については、国の取組と歩調を合わせて、給与関係経費などを始めとする地方財政計画の歳出を見直し、抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。

イ　行財政改革

限られた人的・物的資源を有効に活用し、行政機能や政策効果を最大限向上させる真に国民のためになる行財政改革に取り組む。

国家公務員の定員については、現下の重要課題に適切に対応しつつ、厳しく業務の見直しや効率化に取り組み、可能な限り純減を図る。その中で、メリハリのある定員配置を実現する。国が法令等で配置基準等を定める地方公務員の配置についても、行財政改革の取組を踏まえ対応する。

地方公務員の給与については、平成２４年度から実施されている国家公務員給与の平均▲７．８％の削減措置に準じて必要な措置を講ずるよう地方公共団体に要請するとともに、それを反映して、平成２５年度予算における地方交付税や義務教育費国庫負担金等を算定する。また、地域経済の活性化の観点や各地方公共団体の行政改革の取組を踏まえるも

のとする。

２　このような方針に基づいて編成された平成２５年度の一般会計予算の規模は、９２兆６，１１５億円（前年度比２兆２，７７６億円、２．５％増）で、基礎的財政収支対象経費は、７０兆３，７００億円（前年度比１兆９，８０３億円、２．９％増）となっている。

財政投融資計画の規模は、１８兆３，８９６億円（前年度比７，４１４億円、４．２％増）となっている。

また、「平成２５年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成２５年度の国内総生産は４８７．７兆円程度、名目成長率は２．７％程度、実質成長率は２．５％程度となるものと見込まれている。

## 第２　地方財政対策

### １　通常収支分

平成２５年度においては、社会保障関係費の自然増や地域の活性化等の緊急課題に対応する財源を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成２４年度地方財政計画と同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、前年度に比し１，２８５億円、０．２％増の５９兆７，５２６億円と、平成２４年度地方財政計画と同水準を確保することとしている。

(2) 財源不足とその補塡措置

平成２５年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加する一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、１３兆２，８０８億円の財源不足額が生じ、平成８年度以来１８年連続して「地方交付税法」（昭和２５年法律第２１１号）第６条の３第２項の規定に該当することとなった。

このため、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発、別枠加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（管理勘定。以下同じ。）

の活用等により対処することとした残余については、平成２３年度に講じた平成２５年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算（臨時財政対策特例加算）により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和２３年法律第１０９号）第５条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補塡措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

上記の考え方に基づき、平成２５年度の財源不足額１３兆２，８０８億円のうち、「折半対象以外の財源不足」については、

ア　公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発　８，０００億円

イ　地方交付税の増額　２兆６，６３１億円

（ア）平成２４年度以前の地方財政対策等に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成２５年度に加算することとされている額（以下「既往法定分」という。）等の交付税特別会計への繰入れ　８，２３１億円

（イ）地方の財源不足の状況を踏まえた別枠の加算の交付税特別会計への繰入れ　９，９００億円

（ウ）交付税特別会計剰余金の活用　２，０００億円

（エ）地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用　６，５００億円

ウ　地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行　２兆６，０８６億円

により補塡することとした。その上で、これらを除く、７兆２，０９１億円について、国と地方が折半してそれぞれ補塡措置を講じることとしている。その他の留意点は以下のとおりである。

①　国の一般会計からの既往法定分等の加算額８，２３１億円の内訳は、「地方交付税法」附則第４条の２第２項（平成２３年度における地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した加算額）に基づく加算額２，１５０

億円及び同条第３項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額５，５８１億円並びに投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分について、後年度に地方交付税総額に加算することにより調整することとされた額（以下「かい離是正分加算」という。）のうち平成１７年度のかい離是正に係るもの１，７５０億円のうちの５００億円であること。

② 折半対象財源不足額（７兆２，０９１億円）のうち国負担分３兆６，０４５億円については、臨時財政対策特例加算により補塡措置を講じることとしていること。

③ 平成２５年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分（３兆６，０４５億円）に地方の負担である過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額の合算額（２兆６，０８６億円）を加えた６兆２，１３２億円とすることとしていること。

ア 平成１３年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額　２兆４，２５９億円

イ 交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額　１，７４６億円

ウ 交付税特別会計借入金の償還のため発行する額（かい離是正分加算５００億円を控除した額）　５００億円

エ 「地方交付税法」附則第４条の２第５項に基づき平成２５年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額　８２７億円

オ 平成２３年度分及び平成２４年度分の交付税特別会計借入金の利払費予算額と実際に要する額の差額のうち、平成２５年度の地方交付税の増額に活用した額のそれぞれ３分の１、３分の２に相当する額　△１，２４６億円

臨時財政対策債の配分方法については、平成２５年度は、全て財源不足額を基礎として算出する方式となること。

(3) 地方交付税の総額

平成２５年度の地方交付税の総額は１７兆６２４億円（前年度比３，９２１

億円、２．２％減）となっており、その内訳は以下のとおりである。

①　地方交付税の法定率分等　１０兆７，９４８億円

ア　国税５税分の法定率分　１１兆２，３０４億円

イ　国税決算精算分（平成１９、２０年度）等　△３，８０８億円

ウ　交付税特別会計借入金償還額　△１，０００億円

エ　交付税特別会計借入金支払利子　△１，７４６億円

オ　平成２４年度からの繰越金　２，１９９億円

②　一般会計における加算措置等　５兆６，１７６億円

ア　折半対象以外の財源不足における補塡（既往法定分等）　１兆　２３１億円

（ア）法定加算（既往法定分等）　８，２３１億円

（イ）交付税特別会計剰余金の活用　２，０００億円

イ　地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算　９，９００億円

ウ　臨時財政対策特例加算　３兆６，０４５億円

③　地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用　６，５００億円

「地方公共団体金融機構法」（平成１９年法律第６４号）附則第１４条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金６，５００億円を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰り入れることとしている。

また、次の①から③までに掲げる額の合計額については、新たに平成３１年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、その旨法律に定めることとしている（法定加算）。

①　平成４年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額　１４６億円

②　平成９年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額　２５億円

③　平成１０年度における交付税特別会計借入金に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた利子相当額　１億円

(4) 交付税特別会計借入金の償還等

地方財政の健全化を図る観点から、交付税特別会計借入金について、１，０００億円の償還を実施することとしている。

なお、交付税特別会計借入金については、近年の低金利や借入の実態等も踏まえ、利払費に係る積算金利を見直し、財政融資資金及び民間資金からの借入金について、それぞれ０．２％引き下げ、民間入札による調達割合を拡大する等により、利払費予算額を６８２億円縮減することとしている。今後とも、利払費の縮減を推進するためには、民間入札の円滑化が重要となるため、各地方公共団体においても、地域の金融機関等に交付税特別会計借入金（平成１４年より日本銀行の適格担保制度の対象）に対する応札や入札参加者への登録等について積極的なＩＲ等に取り組まれたい。

(5) 地方公務員給与費の臨時特例と緊急課題への対応

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成２５年１月２４日閣議決定）において、「平成２５年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成２４年法律第２号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」こととされたことを踏まえ、平成２５年７月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした給与関係経費の削減を行うこととしている。

これに併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、給与削減額（８，５０４億円）に見合った事業費（８，５２３億円）を計上することとし、通常収支分において特別枠「給与の臨時特例対応分」を創設し、緊急防災・減災事業費（４，５５０億円）及び地域の元気づくり事業費（３，０００億円）を合算した７，５５０億円を計上するとともに、東日本大震災分（全国防災事業）の投資的経費（直轄・補助）の地方負担分として９７３億円を計上することとしている。

(6) 地方税制改正

「平成２５年度税制改正の大綱」（平成２５年１月２９日閣議決定）において、地方税制については、現下の経済情勢を踏まえ、日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制措置や金融所得課税の一体化等の措置を講じるとともに、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充、東日本大震災か

らの復興を支援するための税制上の対応を講じるほか、延滞金、還付加算金の利率を引き下げることとしている。

この他、「地方税法」（昭和２５年法律第２２６号）で定める特例措置の課税標準の軽減の程度を地方自治体が条例で決定できるようにする、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）を、「都市再生特別措置法」（平成１４年法律第２２号）に規定する備蓄倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置において取り入れることとしている。

なお、「平成２５年度税制改正大綱」（平成２５年１月２４日自由民主党・公明党決定、以下「与党税制改正大綱」という。）において、車体課税及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保については、以下のとおりとされている。

①　車体課税の見直し

自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成２６年度税制改正で具体的な結論を得る。

ア　自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税１０％の時点で廃止する。消費税８％の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。

イ　消費税１０％段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

②　地方の地球温暖化対策に関する財源確保

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成２４年法律第６８号。以下「国税に係る税制抜本改革法」という。）第７条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。

(7) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（平成２５年度地方財政計画ベース）は８１兆９，１００億円程度（前年度比５００億円程度、０．１％程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は６６兆４，２００億円程度（前年度比４００億円程度、０．１％程度減）となる見込みである（別添資料第４）。

また、通常収支分の一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額をいう。）の総額は５９兆７，５２６億円（前年度比１，２８５億円、０．２％増）となる見込みであり、一般財源の総額から不交付団体水準超経費に相当する額を控除した額は５９兆２６億円（前年度比２８５億円、０．０％増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は１３．６％程度（前年度１３．６％）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の平成２５年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は２００兆６，２００億円程度（前年度末２０１兆３，９００億円程度、前年度比７，７００億円程度減）となる見込みである。

２　東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第５）。

(1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（平成２５年度地方財政計画ベース）は２兆４，０００億円程度となる見込みである。

また、復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置することとしている。

①　直轄・補助事業に係る地方負担分（但し、公営企業債、公営住宅建設事

業債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（以下「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）

②　地方単独事業分

ア　単独災害復旧事業に係る経費

イ　「地方自治法」（昭和２２年法律第６７号）に基づく職員の派遣、放射性物質により汚染された土壌等の除染に係る経費等

③　東日本大震災への税制上の対応として、被災者等の負担の軽減及び復旧・復興へ向けた取組の推進を図るために講じる以下に掲げる税制上の臨時特例措置等に伴う減収分

ア　地方税法等に基づく特例措置分

「地方税法の一部を改正する法律」（平成２３年法律第３０号）、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成２３年法律第２９号）、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」（平成２３年法律第９６号）、「地方税法の一部を改正する法律」（平成２３年法律第１２０号）、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」（平成２４年法律第１７号）等の施行による地方税等の減収額（「津波防災地域づくりに関する法律」（平成２３年法律第１２３号）に基づき平成２６年度までに市町村との管理協定の対象となる津波避難施設に係る固定資産税の特例等によるものを除く。）

イ　条例減免分

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成２３年法律第４０号）第２条第３項に規定する特定被災区域をいう。）内にあるものにおける地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるもの

によって生ずる財政収入の不足額

ウ　復興特区法等に基づく特例措置分

「東日本大震災復興特別区域法」（平成２３年法律第１２２号）及び通常国会に提出される予定である「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（仮称）」（以下「復興特区法等」という。）の施行により、復興産業集積区域内等において、認定地方公共団体の指定を受けた法人等に対して、認定復興推進計画に記載された産業集積の形成等に資する事業等に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の当該地方公共団体の減収額

(2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（平成２５年度地方財政計画ベース）は、直轄事業負担金及び補助事業費等により、２，０００億円程度となる見込みである。

なお、地方単独事業については、通常収支分において「緊急防災・減災事業費」として計上することとしている。

## 第３　予算編成の基本的考え方

第１、第２を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

１　平成２５年度の国内総生産の成長率は、名目２．７％程度、実質２．５％程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。

２　地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における行政改革推進会議等の動向にも注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、行政改革に取り組むことが必要と考えられる。

３　定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 定員については、地域の実情を踏まえつつ、自主的に適正な定員管理の推進に取り組むこと。

(2) 給与については、平成２４年４月１日より「国家公務員の給与の改定及び

臨時特例に関する法律」（平成２４年法律第２号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置が実施されており、地方公務員の給与についても、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成２５年１月２４日閣議決定）に基づき、各地方公共団体に対し、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成２５年１月２８日付け総務大臣通知）において、速やかに国に準じて必要な措置を講じていただくよう要請していること。

また、「地方公務員法」（昭和２５年法律第２６１号）の趣旨に沿い、国における取扱いや地域の実情等を踏まえつつ、議会で十分審議を行い、次の事項について適切に対応すること。

① 地域手当については、原則として国における地域手当の指定基準に基づいて支給地域及び支給割合を定めること。

② 人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をより的確に反映すること。

③ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。

④ 級別職務分類表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。

⑤ 勤務実績の給与への反映については、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、公正かつ客観的な人事評価システムを活用すること。また、これが未整備の地方公共団体にあっては、国の人事評価制度・運用も参考としつつ、その構築に早急に取り組むこと。

⑥ 退職手当については、「地方公務員の退職給付の給付水準の見直し等について」（平成２４年１１月２６日付け総務副大臣通知）に基づき、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講じること。

(3) 定員及び給与の公表については、給与情報等公表システムにより、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底すること。

(4) 職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなる

よう、点検・見直しを図るとともに、事業の実施状況等の公表を行うこと。

4　各地域においては、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。こうした課題に迅速かつ的確に対応するため、平成２５年度の地方財政計画において地方公務員給与費の削減を行うとともに、その削減額（８，５０４億円）に見合った事業費（８，５２３億円）として防災・減災事業及び地域の元気づくり事業を計上することとしている。

このうち、防災・減災事業については、東日本大震災分（全国防災事業）において、津波対策事業や学校耐震化事業に係る直轄・補助事業の地方負担分として９７３億円を計上するほか、通常収支分において、特別枠として「給与の臨時特例対応分」を設け、地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築等に係る地方単独事業について「緊急防災・減災事業費」として４，５５０億円を計上することとしている。全国防災事業費及び緊急防災・減災事業費に係る地方負担額については、全額地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金のそれぞれ８０％、７０％を普通交付税の基準財政需要額に算入する措置を講じることとしている。

また、地域経済の活性化等の課題に対応するため、「給与の臨時特例対応分」において、「地域の元気づくり事業費」として３，０００億円を計上するとともに、普通交付税の基準財政需要額として、「地域の元気づくり推進費（仮称）」を設け、全ての地方公共団体について算定することとしている。なお、その算定に当たっては、人口を基本とした上で、これまでの人件費削減努力（給与水準（国の給与削減前のラスパイレス指数）と職員数削減）を反映することとしている。

このように、地方公務員給与費の臨時特例に対応して、地域の緊急課題に対応するための措置を講じているところであり、その趣旨を十分に踏まえて積極的に取り組んでいただきたい。

5　住民税の年少扶養控除廃止等による平成２５年度における追加増収分等（使途未定額：８８６億円）の取扱い等については、以下のとおり、国と地方の負担調整等を行うこととしている。

(1) 追加増収分等の取扱い

平成２５年度における追加増収分等（使途未定額：８８６億円）については、以下の国庫補助金の一般財源化に活用することとしている。

① 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金（５２２億円）

② 妊婦健康診査臨時特例交付金（３６４億円）

(2) 予防接種に関する財政措置の見直し

① 子宮頸がん予防（ＨＰＶ）ワクチン、ヘモフィルスインフルエンザ菌ｂ型（ｈｉｂ）ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（以下、子宮頸がん等ワクチン）の接種については定期接種化することとし、そのための「予防接種法」（昭和２３年法律第６８号）を改正する法律案が通常国会に提出される予定である。また、子宮頸がん等ワクチンの定期接種に要する経費については、（１）①の措置を踏まえ、従前と同様の公費負担割合である９割分について地方交付税措置を講じることとしている。

② 既存の予防接種法に基づく定期接種（一類疾病分）に要する経費についても、市町村の公費負担の状況や子宮頸がん等ワクチンの財政措置を踏まえ、公費負担の範囲を見直すこととし、法令改正等の措置を講じることと併せて、その９割分について地方交付税措置を講じることととしている。

(3) 妊婦健診に関する財政措置の見直し

妊婦健診については、（１）②の措置を踏まえ、全１４回分について地方交付税措置を講じることとしている。

(4) 難病対策（特定疾患治療研究事業）の見直し

特定疾患治療研究事業については、平成２６年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めることとしている。平成２５年度予算においても、国庫補助金を積み増し、都道府県の超過負担額を縮減することとしている。

６ 地方債協議制度については、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から平成２４年度より事前届出制を導入しており、平成２５年度以降は、実質公債費比率が１６％未満であることなどの要件を満たす地方公共団体が民間資金債を発行しようとする場合は、原則として、協議を不要とし、事前届出で足りるものとすることとしている。

7　「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成１９年法律第９４号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）の趣旨等を踏まえ、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や地方公社・第三セクターを含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。

(2) 財政健全化団体、財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、財政健全化計画等の進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。

(3) 地方公営企業、地方公社及び第三セクターについては、各地方公共団体において抜本的改革を平成２５年度までに集中的に行うことが必要であり、平成２５年度までの間の時限措置として、改革のために特に必要となる経費を地方債（第三セクター等改革推進債）の対象としているので、必要に応じ、その活用を図り、先送りすることなく抜本的改革に取り組むこと。

　なお、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成２５年２月２８日付け総務副大臣通知）により、平成２５年度中に公社経営健全化計画を策定し、当該計画に基づき経営の抜本的健全化を図る地方公共団体に対して、引き続き地方財政措置を講じることとしたので、必要に応じ、本対策を活用し、先送りすることなく抜本的改革に取り組むこと。

　また、観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成２３年１２月２８日付け総務副大臣通知）を踏まえ、可能な限り法人格を別にして事業を実施するなど、財政負担のリスクを限定すること。

(4) 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、法の趣旨に反するものであることから、速やかに改善すること。

8　地方公共団体の国等への寄附金等の支出については、地域の自主性及び自立性を高めていくため、「地方公共団体財政健全化法」附則第５条の規定を廃止

し、地方公共団体の自主的な判断に委ねているが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第５条関連）の施行について」（平成２３年１１月３０日付け総務大臣通知）で通知しているとおり、国と地方の財政規律の確保の観点から、国等への寄附金等の支出に当たっては、これまでの同条の規定の運用も踏まえて、適切な財政運営にご留意いただきたい。

9　公金の取扱いについては、「公金の取扱いの適正化等について」（平成２１年１１月１２日付け総務事務次官通知）等で通知しているところであるが、経費の支出が関係法令等に則って適切に処理されているかを自主的に点検し、適正な予算執行を確保するための改善措置を講じるとともに、監査等の監視機能の強化等を通じ、適正かつ公正な財務運営及び厳正な服務規律を確保することにご留意いただきたい。

10　予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(1) 一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、出納整理期間の趣旨に即した財務処理を行うこと。

(2) 基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」第２４１条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図ること。

(3) 会計年度を越える繰替運用については、「地方自治法施行規則」（昭和２２年内務省令第２９号）第１６条の２に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うこと。

(4) 国営土地改良事業に対する負担金等を含め、債務負担行為の設定が必要なものについては適切に対応すること。

11　財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示や「財政状況資料集」等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示を進め、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」（平成２２年３月１２日公表）を参考に、公会計の整備を図るとともに、これらの情報の財政運営への一層の活用にご留意いただきたい。

特に、公共施設の老朽化対策が課題となっていることを踏まえ、台帳の整備等を通じた公共施設の老朽化の状況の把握や効率的・効果的な維持管理・更新のあり方の検討とともに、そのわかりやすい情報提供について、ご留意いただきたい。

12　公共工事については、迅速かつ円滑な発注を行う観点から、入札契約手続の柔軟な運用、前金払制度の活用及び支払い上限額の見直し等について積極的に取り組んでいただきたい。

13　平成２３年度に創設された地域自主戦略交付金については、平成２５年度に廃止し、各省庁の交付金等に移行することとされており、その際、各省庁において、メニューの大括り化、メニューの追加、事務手続き等の簡素化や配分方法の改善等を図ることとされている。

14　平成２４年度に創設された沖縄振興一括交付金（１，６１３億円）のうち沖縄振興特別推進交付金（８０３億円）に係る事業の地方負担分について、地方財政措置を講じることとしている。

15　「子ども・子育て支援法」（平成２４年法律第６５号）の成立を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

16　生活保護制度については、生活扶助基準を平成２５年８月から３年間で段階的に引き下げるとともに、平成２５年度において期末一時扶助の見直しを行うこととされている。

生活扶助基準の見直しと併せ、不正受給対策の徹底、後発医薬品の原則化を含む医療扶助の適正化などの生活保護制度の見直しや、生活保護受給者を含めた生活困窮者の自立・就労支援等を強化するための生活困窮者対策に総合的に取り組むこととされている。

また、生活保護制度の見直しに併せ、生活保護担当現業員の地方交付税措置について、道府県の標準団体で３名、市の標準団体で２名増員するとともに、査察指導員についても、道府県の標準団体で１名増員することとしている。さらに、福祉事務所における嘱託医手当についても充実することとしている。

17　国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金（給付費等の９％分）については、その所要額（６，８０８億円）について地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

① 保険料軽減制度（４，２０１億円（都道府県３／４、市町村１／４））

② 保険者支援制度（９７３億円（国１／２、都道府県１／４、市町村１／４））

③ 高額医療費共同事業（３，１８３億円（国１／４、都道府県１／４、市町村国保１／２））

④ 国保財政安定化支援事業（１，０００億円（市町村単独））

18 後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(1) 以下の制度については、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

① 保険料軽減制度（２，３３６億円（都道府県３／４、市町村１／４））

② 高額医療費負担金（２，４０４億円（国１／４、都道府県１／４、広域連合１／２））

③ 財政安定化基金（５９０億円（国１／３、都道府県１／３、広域連合１／３））

④ 不均一保険料助成（５億円（国１／２、都道府県１／２））

(2) 平成２５年度は、７０歳から７４歳までの窓口負担軽減措置、低所得者の保険料軽減措置（均等割９割・８．５割、所得割５割軽減）及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置（均等割９割軽減）について継続することとしていること。

(3) 医療費の適正化を図るため、広域連合が行う健康診査事業の市町村負担について、地方交付税措置を講じることとしていること。

19 「新型インフルエンザ対策」として、都道府県における抗インフルエンザウ

イルス薬（タミフル及びリレンザ）の備蓄量の維持に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

20　「離島振興法」（昭和２８年法律第７２号）の一部改正等を踏まえ、離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等に対する支援に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

21　教育教材の整備推進については、新学習指導要領の全面実施等に対応し、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するため、教材整備計画（平成２４年度～平成３３年度）に基づき、地方交付税措置を講じることとしている。

　また、学校図書館図書整備５か年計画に基づく計画的な学校図書館の図書の整備、学校図書館への新聞配備、学校図書館担当職員の配置に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

22　特別支援教育支援員については、公立幼稚園は４，８００人分、公立小中学校は３９，４００人分、公立高等学校は５００人分の配置について、地方交付税措置を講じることとしている。

23　小中学校等における補習等のための指導員等派遣事業に伴い必要となる地方負担については、地方交付税措置を講じることとしている。

24　いじめ対策等総合推進事業に伴い必要となる地方負担については、地方交付税措置を講じることとしている。

　また、いじめ問題に対応するための教育相談員の配置経費について、地方交付税措置を拡充することとしている。

25　小中学校等の危険改築事業の一部として平成２５年度から実施される長寿命化改良事業に伴い必要となる地方負担については、危険改築事業と同様の地方財政措置を講じることとしている。

26　通常国会に提出される予定である「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（仮称）」に基づき、市町村が作成する「特定間伐等促進計画（仮称）」に位置付けて実施される追加的な間伐等に要する経費について地方債の特例措置を講じることとしている。

27　通常国会に提出される予定である「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）」に基づき、都道府県又は市町村が指定する特に重要な避難路の沿道建築物の耐震診断の実施に要する経費について、地方交

付税措置を講じることとしている。

28　地域鉄道について、施設の更新等による安全運行の確保が重要な課題となっていること等を踏まえ、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対して地方財政措置を講じることとしている。その際、並行在来線については、初期投資のうち貨物調整金の対象とならない旅客分の負担が特に重いこと等から特例を設けることとしている。

29　自然、景観、文化、再生可能エネルギー、産品等の多様な地域資源を活用し、地方公共団体が核となり、産業界、大学等、地域金融機関（産、学、金）の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創出する取組に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

なお、地域の元気を創造し、地域からの経済成長に向けた取組を推進するため、平成２５年２月に総務大臣を本部長とする「地域の元気創造本部」を設置し、地域活性化の視点から見た成長戦略に取り組む体制を整えた。同月、有識者会議を開催し、具体的な施策構築に向けた議論を開始している。

30　消費者行政やＤＶ・児童虐待対策、自殺予防、知の蓄積等による地域づくり等の住民生活に光をそそぐ事業について、地方交付税措置を講じることとしている。

併せて、住民と連携した見守り体制の構築等による自立支援、相談機能の充実、試験研究機関の充実強化、大学や地域と連携した地場産品の開発等の地域の実情に応じた取組について、継続的かつ積極的な施策展開が図れるよう、地方交付税措置を講じることとしている。

31　地方公共団体が地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供や、ＮＰＯ等による保育サービスの支援など、直接的なサービスに係る取組のほか、子育て人材の養成、企業等と連携した先進的な取組など、様々な子育て支援施策を展開できるよう、地方交付税措置を講じることとしている。

32　与党税制改正大綱において、地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行うこととされている。その間、国産・地域材の利活用、再生可能エネルギーの導入など、地方公共団体が森林吸収源対策等を一層推進できるよう、地方交付税措置を講じることとしている。

33　過疎対策の推進に当たっては、「過疎地域自立促進特別措置法」（平成１２

年法律第１５号）に基づき、ハード事業及び地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対して、財政措置を講じることとしている。

34　住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割がますます重要となっていることを踏まえ、次のとおり支援措置を講じることとしている。

(1) 消防広域化対策については、重点地域（仮称）の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について地方交付税措置を拡充するとともに、都道府県の広域化対象市町村に対する補助金の交付等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

　また、消防広域化に伴い臨時的に必要となる経費について引き続き地方交付税措置を講じるとともに、広域消防運営計画の作成を含めた市町村が行う消防広域化の準備に要する経費について地方交付税措置を拡充することとしているほか、消防広域化に伴い消防本部が行う消防署所、消防車両の整備等に要する経費について地方財政措置を拡充することとしていること。

(2) 消防団の充実強化については、消防団員の入団促進及び安全装備品の充実に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。

　また、消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備に要する経費について、地方財政措置を拡充することとしていること。

(3) 公共施設等の耐震化については、災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、吊り天井脱落対策の規制強化を踏まえ、吊り天井の点検に要する経費について、平成２７年度までの３年間地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 防災強化に関する対策については、地域防災計画の見直し、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化及び非常用物資の購入に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。また、平成２４年６月の「災害対策基本法」（昭和３６年法律第２２３号）の一部改正を踏まえ、大規模広域な災害に備えるため、広域応援要領及び受援計画の策定・見直しなど、広域的な防災体制の充実に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(5) 災害に迅速に対応するための情報網の構築については、消防救急デジタル無線の整備期限が平成２８年５月末であり緊急に対処すべき課題であることを踏まえ、その整備に要する経費について地方財政措置を講じることとしていること。

(6) 消防防災行政に係る通信手段の確保については、都道府県・市町村の防災本部長等の危機管理者に対して衛星携帯電話を配備するために要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(7) 国民保護対策については、Ｊ－ＡＬＥＲＴの定期点検経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(8) 住宅用火災警報器については、未設置世帯への更なる設置推進のほか、設置世帯に対する電池切れ又は点検未実施による誤発報などによる取り外し防止広報など、地域の多様なボランティア等と連携した取組に係る経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

35　地域力創造対策、市町村合併、地域情報化推進事業、中小企業金融対策、消費者行政費、特定非営利活動法人認定事務、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、小児慢性特定疾患治療研究事業、子育て支援事業、認定こども園、肝炎対策、がん検診、医師不足対策、定住自立圏構想及び地域の人材力活性化等については、引き続き、地方交付税等による措置を講じることとしているが、特に、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和４０年法律第６号）及び「市町村の合併の特例に関する法律」（平成１６年法律第５９号。以下「合併特例法」という。）に基づき平成２１年度までに合併した市町村については、そのまちづくりを支援するための所要の財政措置を講じることとしていること。

　また、平成２２年に一部改正された「合併特例法」に基づく平成２２年度以降の合併市町村に対して、所要の財政措置を講じることとしていること。

(2) 自治体クラウドの推進については、災害に強い電子自治体の確立、地方公共団体における行政コストの圧縮や実質的な業務の標準化の進展等に向けた取組を支援するため、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための計画策定及びデータの移行に要する経費について、地方交付税

措置を講じることとしていること。

(3) 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組、外部人材の活用等に対する地方交付税措置を講じることとしていること。

また、大都市圏の企業に勤務する入社後概ね３年から５年を経た社員が、一定期間市町村に出向し、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に携わることにより、地域の活性化、地方と大都市圏の交流を推進する「若手企業人地域交流プログラム」を実施することとしており、市町村による若手企業人の受入れに対して、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 地域の人材力活性化については、地域おこし協力隊、集落支援員及び地域力創造のための外部人材の活用に対する地方交付税措置を講じることとしていること。

また、東日本大震災により被災した地方公共団体において、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置について、地方交付税措置を講じることとしていること。

36　公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」及び「地方公営企業法」（昭和２７年法律第２９２号）に規定されているところであるが、平成２５年度の地方財政計画上の取扱いについては、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。

37　公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として、売上が低迷し収益率が低下する等、極めて厳しい経営状況にある。また、「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律」（平成２４年法律第１１号）及び「競馬法の一部を改正する法律」（平成２４年法律第３７号）においては、収益改善に資する各種措置が講じられたところである。

各施行団体にあっては、厳しい経営状況や上記の制度改正も踏まえ、施設改善やファンサービスの充実など公営競技の魅力の向上による売上増加策の実施、開催経費の削減等による経営合理化の徹底及び必要に応じた今後の事業の在り

方に関する検討にご留意いただきたい。

引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元利償還金について、地方債を充当することができることとしている。

38　ふるさと融資制度については、融資比率及び融資限度額の引上げ、算定基礎の改正、東日本大震災の被災地に対する最も高い融資比率及び融資限度額の適用、再生可能エネルギー電気事業に係る雇用要件の特例の創設など制度の充実を図ることとしている。

## 第４　通常収支分の歳入歳出

### １　歳入

#### (1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

①　地方公共団体の歳入を確保するとともに、公平かつ適正な税務執行に対する納税者の信頼を確保するため、地方税の徴収対策を推進することが重要であること。

②　平成２５年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として６５億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを１５億円の増収、国の税制改正の影響に伴うものを８０億円の減収と見込んでいること。

平成２５年度の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の影響額は３０億円の減収と見込んでおり、これを含めると９５億円の減収となる見込みであること。

③　平成２５年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、３，６０６億円、１．１％の増の３４兆１７５億円（東日本大震災による減免等に伴う減収見込額を除く。道府県税にあっては０．３％の増、市町村税にあっては１．６％の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割１．１％の増、法人税割０．８％の増、法人事業税２．３％の増、地方消費税０．７％の増、市町村民税のうち所得割１．１％の増、法人税割

０．５％の増、固定資産税（交付金を除く。）０．５％の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

④　個人住民税については、住宅借入金等特別税額控除の対象期間を平成２６年１月１日から平成２９年１２月３１日まで４年間延長することとし、その期間のうち平成２６年４月１日から平成２９年１２月３１日までに住宅を取得した場合の控除限度額を、所得税の課税総所得金額等の７％（最高１３．６５万円）に拡充することとしたこと。

この措置による個人住民税の減収額は、全額国費（地方特例交付金）で補填するものであること。

また、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る１０％軽減税率（住民税３％）は、平成２５年１２月３１日をもって廃止し、２０％本則税率（住民税５％）を適用することとしたこと。この他、金融所得課税の一体化等を図る観点から、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式の変更を行い、平成２８年１月１日以後に支払を受けるものから適用するとともに、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版ＩＳＡ）を拡充することとしたこと。

また、平成２８年１月１日以後に支払を受ける利子等に係る利子割について、法人に係る利子割を廃止するとともに、法人税割額から利子割額の控除を行う制度等を廃止することとしたこと。

⑤　法人住民税、法人事業税については、平成２５年度税制改正において、日本経済再生に向けた緊急経済対策の施策として、法人税において生産等設備投資促進税制等の各種の税制措置の創設・拡充が講じられることを踏まえ、国税に準ずる措置を講ずることとしたこと。

⑥　消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方公共団体の役割の拡大として、地方公共団体による消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談等を一層推進することとしていること。

⑦　都市計画税は、「都市計画法」（昭和４３年法律第１００号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえると、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その使途を明確にすること。

⑧　入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること。

⑨　地方税の電子申告手続等のシステム運用経費として、所得税確定申告書データ連携に係る運用費用を含め、所要の地方交付税措置を講じることとしていること。

(2) 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、２兆３，４７０億円（前年度比８５５億円、３．８％増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税２，７５６億円（同４７億円、１．７％減）、石油ガス譲与税１１０億円（同３億円、２．７％減）、航空機燃料譲与税１４０億円（同１３億円、１０．２％増）、自動車重量譲与税２，６９６億円（同１８８億円、６．５％減）、特別とん譲与税１２５億円（同１億円、０．８％増）及び地方法人特別譲与税１兆７，６４３億円（同１，０７９億円、６．５％増）となっている。

(3) 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込み額は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な１，２５５億円（前年度比２０億円、１．６％減）である。

(4) 地方交付税

平成２５年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び酒税の３２％相当額、法人税の３４％相当額、消費税の２９．５％相当額

並びにたばこ税の２５％相当額の合計額１０兆８，４９５億円（平成１９年度、平成２０年度に係る精算額等３，８０８億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額５兆４，１７６億円（既往法定分等（８，２３１億円）、地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算（９，９００億円）及び臨時財政対策特例加算（３兆６，０４５億円）の合計額）を加えた１６兆２，６７２億円であり、前年度当初に比し１，９９４億円、１．２％の減となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに前年度からの繰越金２，１９９億円、交付税特別会計における剰余金２，０００億円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用による６，５００億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額１，０００億円及び利子支払額１，７４６億円を減額した１７兆６２４億円であり、前年度に比し３，９２１億円、２．２％の減となっている（別添資料第６）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

①　普通交付税

ア　基準財政需要額

（ア）平成２５年度の地方公務員給与費に係る基準財政需要額については、平成２５年７月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として算定することとしていること。

（イ）地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」（３，０００億円）については、地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、普通交付税の基準財政需要額として、新たに臨時費目「地域の元気づくり推進費（仮称）」を設けて、全ての地方公共団体について、地域の活性化への取組に必要な財政需要を、人口を基本として算定することとしていること。その際、これまでの人件費削減努力を給与水準（国の給与削減前のラスパイレス指数）と職員数削減の要素で加算することとしていること。

（ウ）基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウェイト等により各地方公共団体ごとにかなりの差が生じるものと見込まれること。

イ　基準財政収入額

（ア）税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響分を当面１００％算入することとしていること。

（イ）東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う減収見込額については、その７５％を加算することとしていること。

（ウ）一般的に、道府県分にあっては道府県民税所得割、法人税割及び法人事業税の増、道府県たばこ税の減が見込まれ、市町村分にあっては市町村民税所得割、固定資産税及び市町村たばこ税の増が見込まれること。

（エ）基準財政収入額の見積もりに当たっては、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

（オ）法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税（地方法人特別譲与税を含む。）及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補塡債を発行する場合には、減収補塡債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

ウ　基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成２４年度に比し個別算定経費（地域経済・雇用対策費、地域の元気づくり推進費、公債費及び事業費補正を除く。）にあっては、道府県分は３．０％程度の減、市町村分は０．０％程度の増、包括算定経費にあっては、それぞれ道府県分２．５％程度、市町村分３．５％程度の減と見込まれること。

エ　臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、平成２５年度は、

全て財源不足額を基礎として算出する方式となること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

② 特別交付税

ア 平成２５年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、平成２４年度に比し２．２％の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もることにご留意いただきたいこと。

特に、平成２４年度において、災害対策等年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあっては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 被災団体以外の団体における東日本大震災に係る特別の財政需要については、原則として、特別交付税により適切に対処することとしていること。

ウ 地方交付税の算定方法の簡素化・透明化の取組の一環として、交付税総額における特別交付税の割合（現行６％）を平成２６年度に５％、平成２７年度以降は４％へと段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行させることとなっていること。

(5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、現在のところ確定した額を把握することは困難であるが、社会保障関係費の増加等により、地方財政計画上０．８％程度の増になるものと見込まれる。

また、平成２５年度における各種交付金の計上額は、別添資料第７のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もることにご留意いただきたい。

(6) 地方債

平成２５年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第８）は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に

推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

その総額は１３兆３，７０８億円（前年度比１，６８８億円、１．２％減）となっている。

このうち、普通会計分は１１兆１，５１７億円（同１３７億円、０．１％減）、公営企業会計等分は２兆２，１９１億円（同１，５５１億円、６．５％減）となっている。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

① 平成２５年度の地方公務員給与費の臨時特例に対応し、緊急に防災・減災事業に取り組むための地方単独事業を創設することとし、緊急防災・減災事業として、４，５５０億円を計上することとしていること。

② 地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債の利子部分に対する既存の特別交付税措置については、対象年利を１％引き下げて実施する。また、特に財政状況が厳しい団体（財政力指数、実質公債費比率等に基づき要件設定）については、特定被災地方公共団体に対して拡充して実施する措置と同様の措置を講じることとしていること。

③ 辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地対策事業債４１０億円（対前年度比１３億円、３．３％増）を計上していること。また、過疎対策事業債については、ソフト事業を含め３，０５０億円（前年度比１５０億円、５．２％増）を計上していること。

④ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合を確保するとともに、臨時財政対策債は一般市町村について原則として全額公的資金を配分することとしていること。

⑤ 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化を図ること。

⑥ 地方債の管理に当たっては、施設の耐用年数等を勘案しつつ適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化を図ること。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、地方債全体の信用にも配慮し、借換えにより対処することとし、償還期間を延長する

等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰延べとの印象を与えかねないため、慎重に対処すること。

(7) 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、最近における実績等を勘案するとともに、東日本大震災による減免額１６億円を減額計上して、１兆３，８８８億円（前年度比１４９億円、１．１％減）になるものと見込まれる。

２　歳出

(1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

①　平成２５年度における地方公務員の給与については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成２５年１月２４日閣議決定）に基づき、地方公共団体に対し、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請したところであり、地方財政計画上の給料単価等の積算に当たっては、平成２５年７月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした減等を見込んでいること。

②　地方財政計画上の退職手当については、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、地方公務員についても同様の引下げを見込むこと等により、前年度に比し９．０％減の１兆９，６００億円程度計上することとしていること。

③　地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員純減の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、１２，８４３人の純減としていること。

ア　義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴う３，６５３人の減員に対して、１，４００人の改善増を見込むことにより、全体として２，２５３人の減員を見込んでいること。

公立高等学校、公立大学校等の教職員については、児童生徒数の減少等に伴い、１，３５９人の減員を見込んでいること。

イ　一般職員（教職員、警察官、警察事務職員及び消防職員を除く職員。）については、地方財政計画上、９，６９０人の減員としていること

と。

ウ　警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、５４５人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、８６人の減員を見込んでいること。

④　地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第９のとおり改定される予定であること。

⑤　平成２５年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしていること。

(2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

①　一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の自然増を増額計上する一方、国の歳出の取組と基調を合わせて取り組む観点から、社会保障関係費を除くその他の経費の見直しを行うとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出８９５億円を減じ、１３兆９，９９３億円（前年度比１，８９８億円、１．４％増）を計上することとしていること。上記８９５億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補塡されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。

一般行政経費（単独）の計上額１３兆９，９９３億円のうち、８８６億円については、住民税の年少扶養控除廃止等による追加増収分等の取扱いとして、以下の国庫補助負担金について一般財源化を実施することとしているものであること。

ア　子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金　　５２２億円

イ　妊婦健康診査臨時特例交付金　　３６４億円

②　国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）４，２０１億円、都道府県調整交付金６，８０８億円、国保財政安定化支援事業１，０００億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）２，３３６億円を合算

した１兆４，３４５億円（前年度比１４６億円、１．０％減）を計上することとしていること。

③　高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、都道府県が行う私立高等学校の授業料軽減費補助について、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、平成２５年度より、私立専修学校高等課程における経済的理由により就学困難な生徒の経済的負担軽減のための授業料軽減費について、都道府県が補助する際の経費に対し、地方交付税措置を講じることとしていること。

④　災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成２５年度においては、４，７００億円（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(3) 投資的経費

投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。

①　国の公共事業関係費は前年度比１５．６％増（地域自主戦略交付金の廃止等に伴う経費区分の変更の影響を除いた場合０．３％増）とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、５，９００億円程度（前年度比約０．０％減）、補助事業費については、５兆８００億円程度（前年度比約１．３％減）となる見込みであること。また、直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、前年度に比し約１．２％の減となる見込みであること。

②　地方単独事業費については、国の公共投資関係費や平成２４年度までの緊急防災・減災事業の地方負担分の取扱いを勘案しつつ、前年度に比し３．１％減の５兆３０億円を計上することとしていること。

(4) 公債費

公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金の減少を踏まえ、全体として、地方財政計

画上前年度に比し０．２％程度の増を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し２．３％程度の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

## 第５　東日本大震災分の歳入歳出

### １　復旧・復興事業

(1) 歳入

① 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置する震災復興特別交付税については、６，１９８億円（平成２４年度震災復興特別交付税に係る年度調整分１４５億円を含む。）を計上することとしている。

② 国庫支出金

東日本大震災関係経費１兆８，０００億円程度と見込んでいる。

③ 地方債

平成２５年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第１０）において、復旧・復興事業として、措置対象外地方負担額のうち、公営企業債及び公営住宅建設事業債の財源に充てるための地方債の対象となる地方負担額を含め総額２，１９７億円を計上することとし、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は２３３億円、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債は２８０億円、公営企業会計等分は１，６８４億円となっている。

また、東日本大震災からの復旧・復興を支援するため、特定被災地方公共団体を対象に、平成２５年度限りの措置として、年利４％以上の旧公営企業金融公庫資金（普通会計及び公営企業会計（水道事業、工業用水道事業、地下鉄事業、下水道事業）合計で１，８３０億円）について補償金免除繰上償還を行い、その財源として地方公共団体金融機構資金による借換債を発行できることとしている。

さらに、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債の利子部分に対して対象年利を１％引き下げて実施する特別交付税措置については、特定被災地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、措置を拡充して実施することとしている。

また、旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できることとしている。

(2) 歳出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費２兆２，０００億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

地方単独事業費については、１，２２０億円を計上することとしており、その内訳は以下のとおりである。

ア 単独災害復旧事業に係る経費（５１０億円）

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、放射性物質により汚染された土壌等の除染に係る経費等（７１０億円）

③ 地方税等の減収分見合い歳出

地方税法等に基づく特例措置分６６３億円、条例減免分１１０億円、「復興特区法等」に基づく特例措置分１２２億円を合算した８９５億円を計上することとしている。地方税等の減収分見合い歳出８９５億円については、通常収支分の歳出であるが、上記地方税等の減収分は震災復興特別交付税で補塡されるものであることから、東日本大震災分の歳入歳出に計

上しているものである。

２　全国防災事業

(1) 歳入

①　地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成２５年度～平成３５年度）による収入見込額として１２３億円を計上している。

②　一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として１３０億円を計上することとしている。

③　国庫支出金

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費８００億円程度と見込んでいる。

④　地方債

平成２５年度地方債計画（東日本大震災分）において、全国防災事業（直轄・補助事業の地方負担分）として９７３億円を計上することとし、その全額について公的資金を確保することとしている。

(2) 歳出

全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費を１，８００億円程度と見込んでいる。

なお、直轄事業負担金及び補助事業費に係る地方負担分（９７３億円）は、地方公務員給与費の臨時特例に対応するものである。

第６　地方公営企業

１　地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。

(2) 交通事業については、地下鉄事業の経営が依然として厳しい状況にあることにかんがみ、新たな特例債制度を設けるとともに、所要の財政措置を講じ

ることとしていること。

(3) 「再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した売電事業を公営企業が行う場合の取扱いについて」（平成２４年１２月２８日付け公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）のとおり、固定価格買取制度を利用した売電事業を公営企業が行う場合、原則として「地方公営企業法」に規定する電気事業に該当しないこととしており、他の事業の附帯事業として実施することも可能であること。

なお、固定価格買取制度を利用した売電事業に要する経費に対しては、地方交付税措置を講じないこととしていること。

2　地方公営企業の会計制度については、「地方公営企業会計制度等研究会報告書」（平成２１年１２月２４日公表）の提言を踏まえた見直しを進めている。

このうち、会計基準については、借入資本金制度の廃止等を内容とする見直しが既に行われ、「地方公営企業法」が適用される全ての公営企業に平成２６年度予算から適用されるので、必要な体制整備を含め、円滑な移行に向けた準備にご留意いただきたい。

地方公営企業会計制度の改正への対応に要する経費については、所要の財政措置を講じることとしている。

3　各地方公営企業においては、施設の大量更新期を迎えつつあることも踏まえ、安定的に公営企業のサービスを提供できるよう、新地方公営企業会計基準に基づく財務諸表の活用又は任意適用への積極的な取組み等により、経営実態の正確な把握に努め、経営のあり方の検証を行うことが求められることにご留意いただきたい。

4　病院事業については、公立病院改革プラン（「公立病院改革ガイドライン」（平成１９年１２月２４日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ関係地方公共団体が策定した計画をいう。）のうち、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しに係る実施計画が最終年度となることから、計画の達成に向けた取組を着実に実現する必要があることにご留意いただきたい。また、改革プランの経営指標に係る目標値を達成していないなど改善の必要がある病院については、引き続き経営改革に努めることが必要であることにご留意いただきたい。

## 第７　社会保障・税一体改革

### １　地方消費税率の引上げ等

平成２４年８月２２日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成２４年法律第６９号）が公布された。同法に規定された内容は以下のとおりである。

(1) 地方消費税率を次のとおり引き上げること。

| | 税率 | 消費税換算 | 消費税と合わせた税率（参考） |
|---|---|---|---|
| 現行 | 100分の25 | １％ | ５％ |
| 平成26年４月～ | 63分の17 | 1.7％ | ８％ |
| 平成27年10月～ | 78分の22 | 2.2％ | 10％ |

(2) 引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第１条第２項に規定する経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとすること。

(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付すること（現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝１：１により按分）は変更しない。）。

(4) 消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更すること。

| | 地方交付税率 | 消費税率換算（参考） |
|---|---|---|
| 現行 | 29.5％ | 1.18％ |
| 平成26年度 | 22.3％ | 1.40％ |
| 平成27年度 | 20.8％ | 1.47％ |
| 平成28年度 | 19.5％ | 1.52％ |

(5) 地方消費税率の引上げに当たっての措置を以下のとおり講ずること。

① 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成２３年度から平成３２年度までの平均において名目

の経済成長率で３％程度かつ実質の経済成長率で２％程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

② 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

③ 本法の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、同法第１条及び第２条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、①・②の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずること。

なお、これらの措置については、国の消費税率の引上げに当たって講ずることとされている措置（国税に係る税制抜本改革法に規定）と同じ内容である。

２ 消費税の引上げに際した転嫁施策の実施

消費税（国・地方）は、転嫁を通じて最終的に消費者に負担いただくことが予定されている税であり、消費税率（国・地方）の引上げに当たっては、これを円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが極めて重要な課題である。

各地方公共団体においては、各都道府県の税務関係部署における改正地方税法に係る相談窓口の設置など、必要な体制を整備するとともに、国と連携しつつ、消費税率（国・地方）の引上げにつき住民の理解を得るための広報活動に取り組んでいただきたい。

３ 消費税に係る軽減税率

与党税制改正大綱においては、「消費税率１０％引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」とともに、「そのため、与党税制協議会で、速やかに下記事項（※対象・品目、軽減する消費税率、財源の確保等）について協

議を開始し、本年１２月予定の２０１４年度税制改正決定時までに、関係者の理解を得た上で、結論を得る」とされている。

4　地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の抜本的な見直し等

国税に係る税制抜本改革法第７条第５号及び関連する閣議決定により、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は地方消費税率の引上げ時期を目途に、抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとしている。

このため、昨年９月に地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」が設けられ、国・地方の税制全体を通じた幅広い議論が行われている。

5　社会保障・税番号制度

社会保障と税に関わる番号制度は、社会保障制度や税制を一体的に捉え、社会保障給付の効率性・透明性・公平性を高めるための重要な基盤となるものであり、政府において検討が進められてきた。平成２５年３月１日に、政府は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」等の番号制度関連法案を閣議決定し、今国会に提出したところである。

資料１

# 平成 25 年度予算編成の基本方針

（平成25年1月24日
閣　議　決　定）

## Ⅰ　日本経済再生に向けた取組の更なる推進

強い経済は、国力の源泉である。強い経済の再生なくして、財政の再建も、日本の将来もない。

我が国の景気は弱い動きを続けており、平成 25 年度にかけては、海外経済の状況が改善するとともに我が国の景気も緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

このような状況を踏まえつつ、我が国経済を再生させ、「誇りある日本」を取り戻すため、東日本大震災からの復興を目に見える形で大きく前進させるとともに、政策の基本哲学をこれまでのいわば「縮小均衡の分配政策」から「成長と富の創出の好循環」へと転換させる。これにより、長引く円高・デフレ不況から脱却し、イノベーションや新しい事業の創出により成長力が強化され、雇用と所得が拡大していく強い経済を目指す。

日本経済再生に向けては、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を一体として実行していく。

その第一弾として、先般、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）及びこれを実行するための平成 24 年度補正予算を決定した。

今後とも、日本経済再生本部と経済財政諮問会議を司令塔として、総合科学技術会議、規制改革会議等との連携を図りながら、日本経済再生を実現するための取組を強力に推進していく。

## Ⅱ　平成 25 年度予算編成の基本的な考え方

（緊急経済対策との一体的な編成）

上記Ⅰの考え方の下、平成 25 年度予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる「15 ヶ月予算」として編成する。

これにより、切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図る。

（経済再生の実現に向けた効果的・効率的な予算編成）

景気の底割れを防ぎ、デフレから脱却するには、平成 25 年度予算の速やかな編成が必

要である。

編成に当たっては、昨年 12 月 26 日、27 日の内閣総理大臣指示に従って、財政状況の悪化を防ぐため、民主党政権時代の歳出の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化する。

その際、東日本大震災からの復興の加速はもとより、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置く。

（財政に対する信認の確保）

財政赤字が拡大を続け、債務残高が増大した場合、国債費の増加による政策の自由度の低下、世代間の不公平の拡大など、様々な要因を通じて、経済、財政、国民生活に重大な影響を与えかねない。

したがって、2015 年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対ＧＤＰ比を 2010 年度の水準から半減し、2020 年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとの財政健全化目標を実現する必要がある。平成 25 年度予算についても、上記の内閣総理大臣指示に沿って、財政健全化目標を踏まえたものとするとともに、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。

財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋については、今後、経済財政諮問会議において検討を進める。

## Ⅲ　予算の重点化についての基本的な考え方

平成 25 年度予算においては、民主党政権時代の要求内容を徹底して精査しつつ、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の３分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取組に重点的な配分を行う。

また、過年度の予算に計上された項目であっても聖域化することなく、必要性等につき、内容を十分に精査する。

（１）復興・防災対策

被災地の復興の加速を最優先として、加速策を具体化し、各種制度等への被災地からの批判、要望に真摯に耳を傾け、きめ細やかな復興施策を実施するとともに、福島の再生のため原子力災害等からの迅速な再生を推進する。

このため、復興施策に必要な事業の規模と財源を見直す。あわせて全国防災事業の負担の在り方も見直しを行う。

防災対策については、老朽化対策など社会の重要インフラ防御、学校耐震化など事前防災・減災対策のための国土強靭化、災害等への対応体制の強化などについて、ハード、ソフトの両面につき抜本的に強化し国民の不安を払拭する。

なお、復興関連予算は、「流用」等の批判を招くことがないよう、使途の厳格化を行い、被災地の復旧・復興に直接資するものを基本とする[1]。

（２）成長による富の創出

「成長による富の創出」を実現していくため、規制改革や金融・税制面の措置等により民間の潜在力を最大限発揮しつつ、民間投資の喚起を図るための施策や低炭素社会の創出等に資する省エネルギー・再生可能エネルギー等の導入、研究開発、イノベーションの基盤強化、資源・海洋開発などを推進する。

また、日本経済の活力の源泉である中小企業・小規模事業者のものづくりや資金繰り等に対する支援、官民にわたる基礎科学を含む科学技術の振興、「攻めの農林水産業」の展開や食料安全保障に取り組む。

さらに、日本企業の海外展開の環境づくり・支援等によりグローバル経済の成長力を日本に取り込むとともに、金融資本市場の活性化、若者や女性の就労促進を含む雇用対策等により成長力の強化や雇用の安定に取り組む。教育再生に向けて、学力・規範意識の向上につながる取組等を推進する。

（３）暮らしの安心・地域活性化

安全・安心な生活空間と環境を整備するとともに、国民の暮らしと命を守るための能力を強化し安心を確保する。さらに台風等の災害からの復旧等を行う。

社会保障制度の持続可能性を確保するとともに、社会的に弱い立場にある人たちが社会で活躍できる環境を整備する。

また、我が国をめぐる安全保障環境の緊張度合いが高まっている状況を踏まえ、海上保安体制の強化を含め周辺海空域における警戒監視・安全確保等の各種対応能力の向上、情報機能の強化に重点的に取り組むとともに、調達制度の改革や適正化を進め、実効的な防衛力の効率的な整備を推進する。

さらに、地域がそれぞれの経済的、文化的な特色を発揮し有機的な交流・連携を図り、地域活性化策を推進することにより、不利な条件に置かれている地域も含め、地域が直面している危機を突破し、地方の経済の活力を取り戻すことを目指す。また、消費者のための施策を推進する。

（４）歳出分野における主な留意事項等

（歳出分野における主な留意事項）

歳出の各分野について、予算の大胆な重点化を進める。特に、社会保障については、少

[1] 全国向け予算については、子どもの安全確保に係る緊要性の高い学校の耐震化事業や津波災害を踏まえて新たに必要性が認識された一部公共事業、既契約の国庫債務負担行為の歳出化分に限り、例外的に復興特別会計に計上するものとする。

子高齢化が進展する中で、持続可能な社会保障制度を構築するため、社会保障の安定財源を確保するとともに、国民負担の増大を極力抑制する観点から、重点化に取り組む。このため、社会保障制度改革推進法に沿って、社会保障制度改革国民会議における議論を促進する。また、生活保護については、不正受給対策を徹底するとともに、自立・就労などの支援施策と併せて、生活扶助基準や医療扶助の適正化を行う。

また、公共投資については、投資効果の発現や民間投資の誘発等の観点から真に必要な事業を積み上げることとし、国民の安全を守る老朽化対策や防災対策など現下の優先課題とともに、国際競争力の強化や地域経済の活性化につながる「未来への投資」に予算を重点化する。

さらに、地方財政については、国の取組と歩調を合わせて、給与関係経費などを始めとする地方財政計画の歳出を見直し、抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。

（行財政改革[2]）

限られた人的・物的資源を有効に活用し、行政機能や政策効果を最大限向上させる真に国民のためになる行財政改革に取り組む。

国家公務員の定員については、現下の重要課題に適切に対応しつつ、厳しく業務の見直しや効率化に取り組み、可能な限り純減を図る。その中で、メリハリのある定員配置を実現する。国が法令等で配置基準等を定める地方公務員の配置についても、行財政改革の取組を踏まえ対応する。

また、国家公務員の給与については、前政権時の平成 24 年人事院勧告の取扱い[3]を変更し平成 25 年度から実施する。

地方公務員の給与については、平成 24 年度から実施されている国家公務員給与の平均▲7.8%の削減措置に準じて必要な措置を講ずるよう地方公共団体に要請するとともに、それを反映して、平成 25 年度予算における地方交付税や義務教育費国庫負担金等を算定する。また、地域経済の活性化の観点や各地方公共団体の行政改革の取組を踏まえるものとする。

各府省の責任の下、実効性の高いＰＤＣＡサイクルの確立に向けた取組を進め、その成果を平成 26 年度予算編成に十分に活用していく。

---

[2] 特別会計及び独立行政法人の見直しについては、「特別会計改革の基本方針」（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、平成 25 年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成するものとする。特別会計及び独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。

[3] 高齢層職員の給与水準等の見直しについて、平成 26 年４月から実施する方向で平成 25 年中に結論を得ることとするとの取扱い（平成 24 年 11 月 16 日閣議決定）を指す。

資料２

# 平成 25 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

（平成 25 年 1 月 28 日
閣　議　了　解）

## １．平成 24 年度の経済動向及び平成 25 年度の経済見通し

### （１）平成 24 年度及び平成 25 年度の主要経済指標

| | 平成23年度（実績） | 平成24年度（実績見込み） | 平成25年度（見通し） | 対前年度比増減率 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 兆円（名目） | 兆円程度（名目） | 兆円程度（名目） | %（名目） | %（実質） | %程度（名目） | %程度（実質） | %程度（名目） | %程度（実質） |
| 国内総生産 | 473.3 | 474.9 | 487.7 | ▲ 1.4 | 0.3 | 0.3 | 1.0 | 2.7 | 2.5 |
| 民間最終消費支出 | 287.3 | 289.2 | 294.2 | 0.9 | 1.6 | 0.7 | 1.2 | 1.7 | 1.6 |
| 民間住宅 | 13.5 | 13.8 | 14.8 | 4.2 | 3.7 | 2.3 | 3.1 | 7.5 | 6.8 |
| 民間企業設備 | 63.8 | 63.1 | 65.4 | 3.1 | 4.1 | ▲ 1.1 | ▲ 0.7 | 3.6 | 3.5 |
| 民間在庫品増加 ()内は寄与度 | ▲ 2.8 | ▲ 2.4 | ▲ 2.0 | (▲ 0.5) | (▲ 0.5) | (0.1) | (0.1) | (0.1) | (0.1) |
| 財貨・サービスの輸出 | 70.9 | 69.0 | 73.6 | ▲ 3.9 | ▲ 1.7 | ▲ 2.8 | ▲ 1.8 | 6.8 | 4.3 |
| （控除）財貨・サービスの輸入 | 77.3 | 79.3 | 84.2 | 11.2 | 5.2 | 2.5 | 4.0 | 6.2 | 3.7 |
| 内需寄与度 | | | | 0.8 | 1.3 | 1.2 | 1.9 | 2.7 | 2.5 |
| 民需寄与度 | | | | 0.6 | 1.1 | 0.4 | 0.8 | 1.8 | 1.7 |
| 公需寄与度 | | | | 0.2 | 0.2 | 0.8 | 1.0 | 0.9 | 0.8 |
| 外需寄与度 | | | | ▲ 2.2 | ▲ 1.0 | ▲ 0.8 | ▲ 0.9 | ▲ 0.0 | 0.0 |
| 労働・雇用 | 万人 | 万人程度 | 万人程度 | % | | %程度 | | %程度 | |
| 労働力人口 | 6,578 | 6,547 | 6,550 | ▲ 0.8 | | ▲ 0.5 | | 0.0 | |
| 就業者数 | 6,279 | 6,270 | 6,297 | ▲ 0.3 | | ▲ 0.1 | | 0.4 | |
| 雇用者数 | 5,501 | 5,511 | 5,559 | ▲ 0.1 | | 0.2 | | 0.9 | |
| 完全失業率 | % 4.5 | %程度 4.2 | %程度 3.9 | | | | | | |
| 生産 | % | %程度 | %程度 | | | | | | |
| 鉱工業生産指数・増減率 | ▲ 1.0 | ▲ 2.9 | 3.4 | | | | | | |
| 物価 | % | %程度 | %程度 | | | | | | |
| 国内企業物価指数・変化率 | 1.4 | ▲ 1.2 | 0.8 | | | | | | |
| 消費者物価指数・変化率 | ▲ 0.1 | ▲ 0.1 | 0.5 | | | | | | |
| GDPデフレーター・変化率 | ▲ 1.7 | ▲ 0.6 | 0.2 | | | | | | |
| 国際収支 | 兆円 | 兆円程度 | 兆円程度 | % | | %程度 | | %程度 | |
| 貿易・サービス収支 | ▲ 5.3 | ▲ 9.3 | ▲ 9.3 | | | | | | |
| 貿易収支 | ▲ 3.5 | ▲ 6.4 | ▲ 6.6 | | | | | | |
| 輸出 | 62.6 | 61.0 | 65.3 | ▲ 2.8 | | ▲ 2.5 | | 7.0 | |
| 輸入 | 66.1 | 67.4 | 72.0 | 14.0 | | 2.0 | | 6.8 | |
| 経常収支 | 7.6 | 4.4 | 5.0 | | | | | | |
| 経常収支対名目GDP比 | % 1.6 | %程度 0.9 | %程度 1.0 | | | | | | |

（注1）消費者物価指数は総合である。
（注2）労働・雇用の平成23年度については岩手県、宮城県及び福島県について補完的に推計した全国値。

## （２）平成 24 年度の経済動向

平成 24 年度の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られた。しかしその後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となった。

こうした状況に対し、政府は、平成 25 年 1 月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（以下「緊急経済対策」という。）[1]を策定した。本対策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されることから、我が国経済は緩やかに回復していくと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は 4 年連続の下落となる。

平成 24 年度の国内総生産の実質成長率は、復興需要による景気の下支え等があったものの、夏以降の世界経済の減速等により外需が減少したことから、1.0％程度と見込まれる。また、名目成長率は 0.3％程度と見込まれる。

## （３）平成 25 年度の経済見通し

平成 25 年度の我が国経済は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、「平成 25 年度の経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内需要主導で回復が進む。

物価については、消費者物価上昇率は 0.5％程度になると見込まれる。GDP デフレーターはプラスになると見込まれる。完全失業率は、雇用者数が増加することから低下することが見込まれる。

こうした結果、平成 25 年度の国内総生産の実質成長率は 2.5％程度（名目成長率は 2.7％程度）になると見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、欧州の政府債務問題等、海外経済を巡る不確実性、為替市場の動向、電力供給の制約等があることに留意する必要がある。

### ①実質国内総生産

#### （ｉ）民間最終消費支出

雇用・所得環境の改善等により、緩やかな増加が続く。また、消費税率引上げ前の増加が見込まれる（対前年度比 1.6％程度の増）。

---

[1] 平成 25 年 1 月 11 日 閣議決定

（ⅱ）民間住宅投資

雇用・所得環境の改善に加え、復興への取組等により増加を続ける。また、消費税率引上げ前の増加が見込まれる（対前年度比 6.8%程度の増）。

（ⅲ）民間企業設備投資

輸出や生産の増加、企業マインドの好転、緊急経済対策の効果等により、増加する（対前年度比 3.5%程度の増）。

（ⅳ）公需

緊急経済対策の着実な実施や社会保障関係費の増加により、政府支出は引き続き前年度を上回る（実質経済成長率に対する公需の寄与度 0.8%程度）。

（ⅴ）外需

世界経済が緩やかに回復することから輸出が増加し、国内需要の増加に伴い輸入も増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度 0.0%程度）。

②労働・雇用

景気が緩やかに回復する下で、緊急経済対策による雇用創出効果が現れることから、雇用者数は増加を続ける（対前年度比 0.9%程度の増）。完全失業率は低下する（3.9%程度）。

③鉱工業生産

輸出や国内需要の増加等から、増加に転じる（対前年度比 3.4%程度の増）。

④物価

消費者物価（総合）上昇率は 0.5%程度となる。国内企業物価はわずかに上昇する（対前年度比 0.8%程度の上昇）。GDP デフレーターはプラスになると見込まれる（対前年度比 0.2%程度の上昇）。

⑤国際収支

世界経済の緩やかな回復を背景に、輸出が増加するものの、輸入額が輸出額を上回ることから、貿易収支は赤字が続くと見込まれる。他方、経常収支黒字は所得収支黒字の増加により、緩やかに増加する（経常収支対名目 GDP 比 1.0%程度）。

（注１）　本経済見通しに当たっては、「２．平成 25 年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政運営を前提としている。

（注２）　世界ＧＤＰ（日本を除く）、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

| | 平成 23 年度（実績） | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|---|---|---|---|
| 世界ＧＤＰ（日本を除く）の実質成長率（%） | 3.4 | 2.4 | 2.9 |
| 円相場（円／ドル） | 79.0 | 81.9 | 87.8 |
| 原油輸入価格（ドル／バレル） | 114.1 | 113.6 | 112.5 |

（備考）

１．世界ＧＤＰ（日本を除く）の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。

２．円相場は、平成 24 年 12 月 26 日～平成 25 年 1 月 18 日の期間の平均値（87.8 円／ドル）が平成 25 年 1 月 21 日以後一定と想定。

３．原油輸入価格は、スポット価格の前月平均値に運賃、保険料を付加した値。スポット価格は、平成 24 年 12 月 26 日～平成 25 年 1 月 18 日の期間の平均値が平成 25 年 1 月 21 日以降一定と想定。平成 25 年 2 月以降の原油輸入価格（112.5 ドル／バレル）で一定と想定。

（注３）　我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことに鑑み、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

## ２．平成 25 年度の経済財政運営の基本的態度

日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す。

このための取組の第一弾として取りまとめた緊急経済対策を速やかに実施し、景気の底割れを回避し、持続的成長を生み出す成長戦略につなげる。

### （財政政策）

機動的・弾力的な経済財政運営を行い、景気の底割れを回避する。このため、いわゆる「15 ヶ月予算」の考え方で、緊急経済対策を実行するための平成 24 年度補正予算[2]と平成 25 年度予算を合わせ、景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行する。平成 25

[2] 平成 25 年 1 月 15 日 閣議決定

年度予算については、財政状況の悪化を防ぐため、歳出の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化する。その際、東日本大震災からの復興の加速はもとより、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置く。

2015年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対ＧＤＰ比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとの財政健全化目標を実現する必要がある。このため、平成25年度予算についても、財政健全化目標を踏まえたものとするとともに、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。

**（金融政策）**

政府・日本銀行の共同声明[3]にあるように、日本銀行には、消費者物価の前年比上昇率で２％とする物価安定の目標をできるだけ早期に実現するよう、大胆な金融緩和を推進することを期待する。

経済財政諮問会議は、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、その下での物価安定の目標に照らした物価の現状と今後の見通し、雇用情勢を含む経済・財政状況、経済構造改革の取組状況などについて、定期的に検証を行うものとする。

**（為替政策）**

足下では、過度な円高の動きは修正されつつあるものの、円高是正、デフレからの早期脱却は最優先の課題であり、為替市場の動向について引き続き注視し、適切に対応する。

**（成長戦略）**

日本経済のダイナミズムを復活させ、先端設備投資や革新的研究開発などの民間投資を喚起し持続的な成長による富を創出する。同時に、海外投資収益の国内還元を日本の成長に結び付ける国際戦略を進め、「貿易立国」と「産業投資立国」の双発型エンジンが互いに相乗効果を発揮する「ハイブリッド経済立国」を目指す。

---

[3] 内閣府・財務省・日本銀行「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」（平成 25 年 1 月 22 日）

（参考）

## 主な経済指標

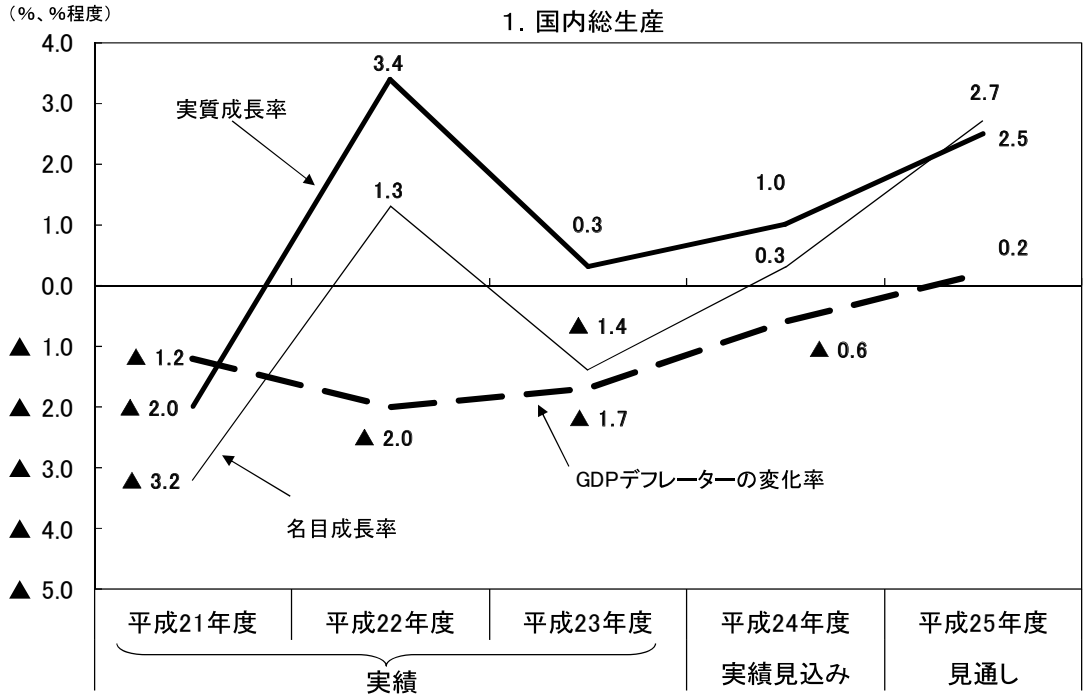


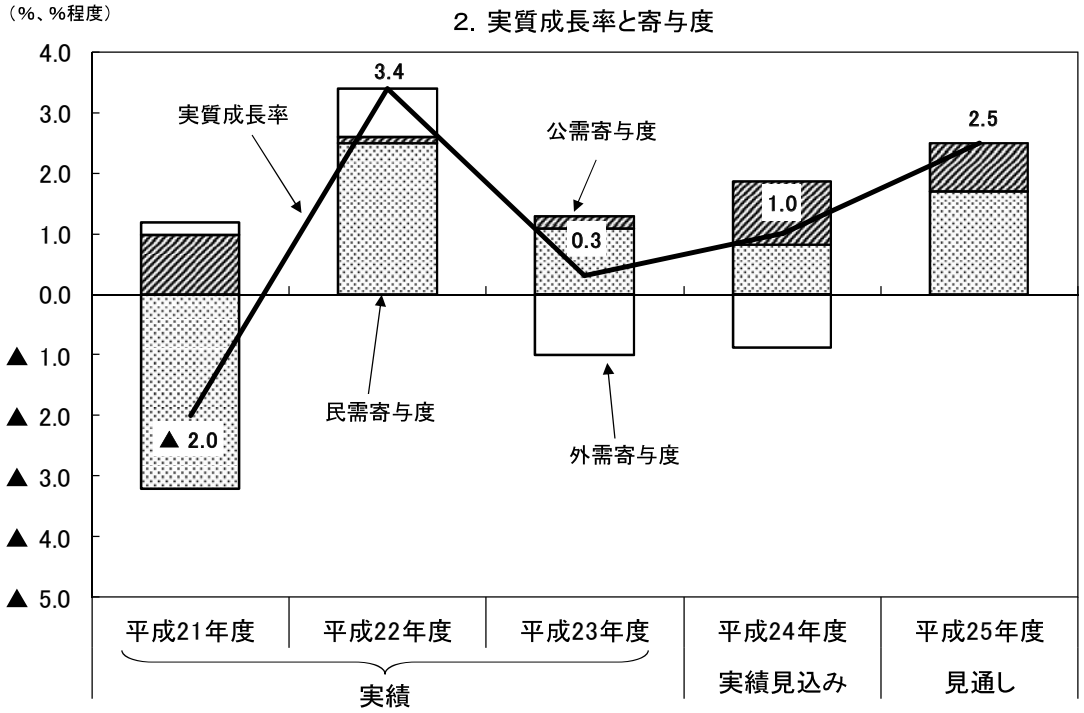


※　民需、公需、外需の寄与度は実質成長率に対するもの。

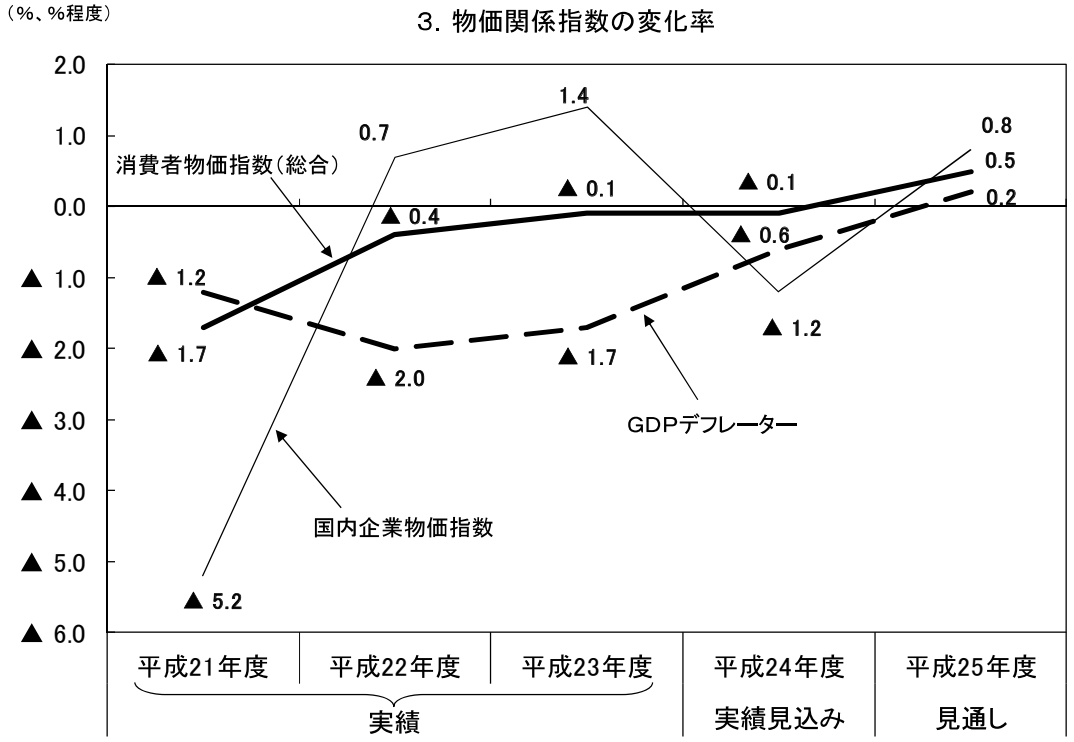
（%、%程度）
3. 物価関係指数の変化率
2.0
1.0
0.0
▲ 1.0
▲ 2.0
▲ 3.0
▲ 4.0
▲ 5.0
▲ 6.0
消費者物価指数（総合）
0.7
1.4
0.8
0.5
0.2
▲ 0.1
▲ 0.1
▲ 0.4
▲ 0.6
▲ 1.2
▲ 1.2
▲ 1.7
▲ 2.0
▲ 1.7
GDPデフレーター
国内企業物価指数
▲ 5.2
平成21年度
平成22年度
平成23年度
平成24年度
平成25年度
実績
実績見込み
見通し

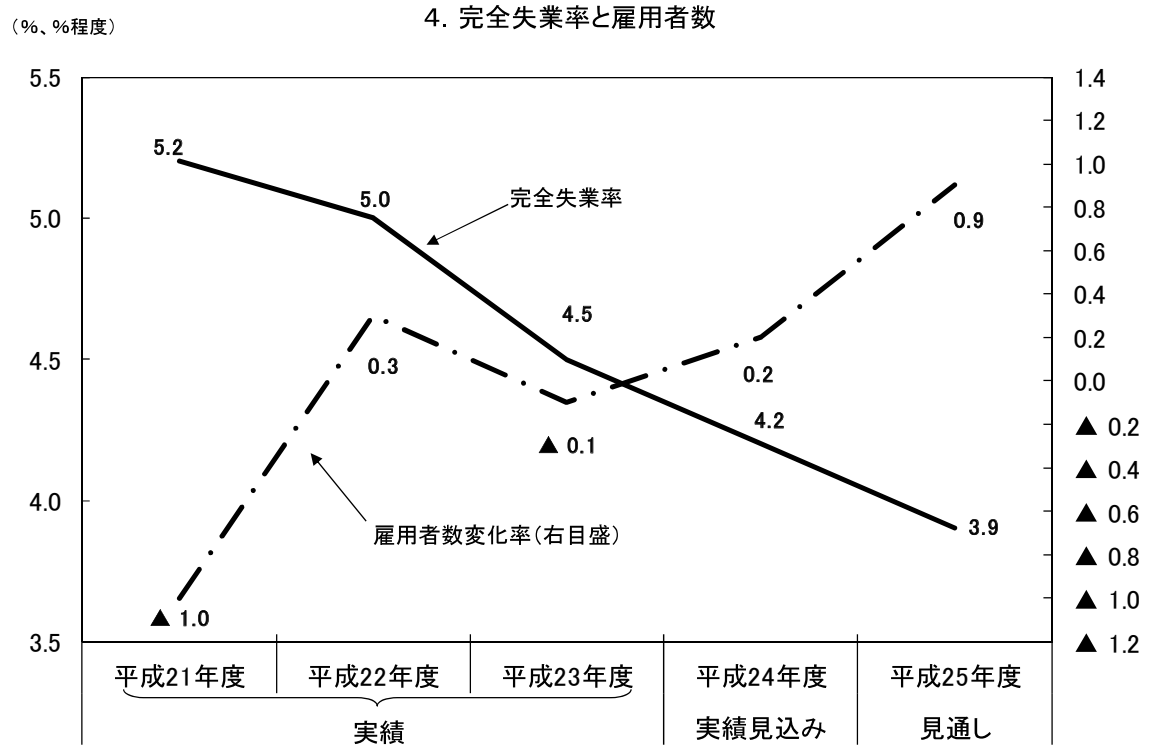
（%、%程度）
4. 完全失業率と雇用者数
5.5
5.0
4.5
4.0
3.5
1.4
1.2
1.0
0.8
0.6
0.4
0.2
0.0
▲ 0.2
▲ 0.4
▲ 0.6
▲ 0.8
▲ 1.0
▲ 1.2
5.2
5.0
完全失業率
4.5
4.2
3.9
0.9
0.3
0.2
▲ 0.1
▲ 1.0
雇用者数変化率（右目盛）
平成21年度
平成22年度
平成23年度
平成24年度
平成25年度
実績
実績見込み
見通し

**資料３**

# 平成２５年度一般会計歳入歳出概算

平成25年1月29日
（単位　億円）

| 区分 | 前年度予算額（当初）（Ａ） | 平成２５年度概算額（Ｂ） | 比較増△減額（Ｂ－Ａ） | 伸率 |
|---|---|---|---|---|
| 歳入 | | | | % |
| １．租税及印紙収入 | 423,460 | 430,960 | 7,500 | 1.8 |
| ２．その他収入 | 37,439 | 40,535 | 3,096 | 8.3 |
| ３．公債金 | 442,440 | 428,510 | △ 13,930 | △ 3.1 |
| ⑴ 公債金 | 59,090 | 57,750 | △ 1,340 | △ 2.3 |
| ⑵ 特例公債金 | 383,350 | 370,760 | △ 12,590 | △ 3.3 |
| ４．年金特例公債金 | － | 26,110 | 26,110 | － |
| 合計 | 903,339 | 926,115 | 22,776 | 2.5 |
| 歳出 | | | | |
| １．国債費 | 219,442 | 222,415 | 2,973 | 1.4 |
| ２．基礎的財政収支対象経費 | 683,897 | 703,700 | 19,803 | 2.9 |
| （うち地方交付税交付金等） | ( 165,940 ) | ( 163,927 ) | ( △ 2,013 ) | ( △ 1.2 ) |
| （うち東日本大震災復興特別会計へ繰入） | ( 5,507 ) | ( 12,462 ) | ( 6,955 ) | ( 126.3 ) |
| 合計 | 903,339 | 926,115 | 22,776 | 2.5 |

（注１）計数整理の結果、異同を生ずることがある。
（注２）計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成２５年度一般会計歳出概算所管別内訳

（単位　億円）

| 所管別 | 前年度予算額（当初）（Ａ） | 平成２５年度概算額（Ｂ） | 比較増△減額（Ｂ－Ａ） | 伸率 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | % |
| 皇室費 | 62 | 61 | △ 1 | △ 1.9 |
| 国会 | 1,384 | 1,350 | △ 34 | △ 2.4 |
| 裁判所 | 3,147 | 2,989 | △ 158 | △ 5.0 |
| 会計検査院 | 166 | 159 | △ 7 | △ 4.2 |
| 内閣・内閣本府等 | 12,704 | 6,037 | △ 6,668 | △ 52.5 |
| 警察庁 | 2,400 | 2,410 | 10 | 0.4 |
| 総務省 | 174,526 | 172,329 | △ 2,197 | △ 1.3 |
| （うち地方交付税交付金等） | ( 165,940 ) | ( 163,927 ) | ( △ 2,013 ) | ( △ 1.2 ) |
| 法務省 | 7,325 | 6,965 | △ 360 | △ 4.9 |
| 外務省 | 6,173 | 6,083 | △ 90 | △ 1.5 |
| 財務省 | 17,796 | 22,128 | 4,333 | 24.3 |
| 文部科学省 | 54,128 | 53,558 | △ 569 | △ 1.1 |
| 厚生労働省 | 266,873 | 294,321 | 27,448 | 10.3 |
| 農林水産省 | 20,388 | 21,292 | 904 | 4.4 |
| 経済産業省 | 8,846 | 8,948 | 102 | 1.2 |
| 国土交通省 | 45,960 | 51,454 | 5,493 | 12.0 |
| 環境省 | 2,285 | 2,585 | 300 | 13.1 |
| 防衛省 | 47,135 | 47,532 | 397 | 0.8 |
| 経済危機対応・地域活性化予備費 | 9,100 | － | △ 9,100 | － |
| 予備費 | 3,500 | 3,500 | － | － |
| 小計（基礎的財政収支対象経費） | 683,897 | 703,700 | 19,803 | 2.9 |
| 国債費 | 219,442 | 222,415 | 2,973 | 1.4 |
| 合計 | 903,339 | 926,115 | 22,776 | 2.5 |

（注）前年度予算額は、２５年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

平成２５年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

（単位　億円）

| 事　　項 | 前年度予算額（当初）（Ａ） | 平成２５年度概算額（Ｂ） | 比較増△減額（Ｂ－Ａ） | 伸　率 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | % |
| 社会保障関係費 | 263,901 | 291,224 | 27,323 | 10.4 |
| 文教及び科学振興費 | 54,113 | 53,687 | △ 426 | △ 0.8 |
| （うち科学技術振興費） | ( 13,135) | ( 13,007) | (△ 128 ) | ( △ 1.0 ) |
| 国債費 | 219,442 | 222,415 | 2,973 | 1.4 |
| 恩給関係費 | 5,712 | 5,045 | △ 668 | △ 11.7 |
| 地方交付税交付金等 | 165,940 | 163,927 | △ 2,013 | △ 1.2 |
| 防衛関係費 | 47,138 | 47,538 | 400 | 0.8 |
| 公共事業関係費 | 45,734 | 52,853 | 7,119 | 15.6 |
| 経済協力費 | 5,216 | 5,150 | △ 66 | △ 1.3 |
| 中小企業対策費 | 1,802 | 1,811 | 9 | 0.5 |
| エネルギー対策費 | 8,144 | 8,496 | 352 | 4.3 |
| 食料安定供給関係費 | 11,041 | 10,539 | △ 502 | △ 4.5 |
| その他の事項経費 | 62,556 | 59,931 | △ 2,625 | △ 4.2 |
| 経済危機対応・地域活性化予備費 | 9,100 | － | △ 9,100 | － |
| 予備費 | 3,500 | 3,500 | － | － |
| 合計 | 903,339 | 926,115 | 22,776 | 2.5 |

（注）前年度予算額は、２５年度概算額との比較対照のため、組替えをしてある。

（参考）

# 平成２５年度東日本大震災復興特別会計歳入歳出概算

（単位　億円）

| 区　　分 | 前年度予算額（当初）（Ａ） | 平成２５年度概算額（Ｂ） | 比較増△減額（Ｂ－Ａ） | 伸　率 |
|---|---|---|---|---|
| 歳　　入 | | | | % |
| １．復興特別税 | 5,305 | 12,240 | 6,935 | 130.7 |
| ２．一般会計からの受入金 | 5,507 | 12,462 | 6,955 | 126.3 |
| ３．その他収入 | 118 | 112 | △　7 | △　5.7 |
| ４．復興公債金 | 26,823 | 19,026 | △　7,797 | △　29.1 |
| 合　　計 | 37,754 | 43,840 | 6,086 | 16.1 |
| 歳　　出 | | | | |
| １．東日本大震災関係経費 | 32,500 | 37,178 | 4,678 | 14.4 |
| ２．復興債費 | 1,253 | 662 | △　592 | △　47.2 |
| ３．復興加速化・福島再生予備費 | 4,000 | 6,000 | 2,000 | 50.0 |
| 合　　計 | 37,754 | 43,840 | 6,086 | 16.1 |

（注１）計数整理の結果、異同を生ずることがある。
（注２）計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

**資料４**

## １．平成25年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

| 項目 | | 平成25年度（見込） | 平成24年度 | 増減率（見込） |
|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 地方税 | 340,175 億円 | 336,569 億円 | 1.1 % |
| | 地方譲与税 | 23,470 億円 | 22,615 億円 | 3.8 % |
| | 地方特例交付金 | 1,255 億円 | 1,275 億円 | ▲ 1.6 % |
| | 地方交付税 | 170,624 億円 | 174,545 億円 | ▲ 2.2 % |
| | 地方債 | 111,517 億円 | 111,654 億円 | ▲ 0.1 % |
| | うち臨時財政対策債 | 62,132 億円 | 61,333 億円 | 1.3 % |
| | 全国防災事業一般財源充当分（注2） | ▲ 130 億円 | ▲ 96 億円 | 35.4 % |
| | 歳入合計 | 約 819,100 億円 | 818,647 億円 | 約 0.1 % |
| | 「一般財源」 | 597,526 億円 | 596,241 億円 | 0.2 % |
| | （水準超経費を除く） | 590,026 億円 | 589,741 億円 | 0.0 % |
| 歳出 | 給与関係経費 | 約 197,500 億円 | 209,760 億円 | 約 ▲ 5.9 % |
| | 退職手当以外 | 約 177,900 億円 | 188,247 億円 | 約 ▲ 5.5 % |
| | 退職手当 | 約 19,600 億円 | 21,513 億円 | 約 ▲ 9.0 % |
| | 一般行政経費 | | | |
| | うち単独分 | 約 140,000 億円 | 138,095 億円 | 約 1.4 % |
| | 地域経済基盤強化・雇用等対策費 | 14,950 億円 | 14,950 億円 | 0.0 % |
| | 公債費 | 約 131,100 億円 | 130,790 億円 | 約 0.2 % |
| | 投資的経費 | | | |
| | うち単独分 | 約 50,000 億円 | 51,630 億円 | 約 ▲ 3.1 % |
| | 給与の臨時特例対応分 | 7,550 億円 | － | 皆増 |
| | 緊急防災・減災事業費 | 4,550 億円 | － | 皆増 |
| | 地域の元気づくり事業費 | 3,000 億円 | － | 皆増 |
| | 公営企業繰出金 | 約 25,800 億円 | 26,590 億円 | 約 ▲ 3.1 % |
| | うち企業債償還費普通会計負担分 | 約 16,400 億円 | 16,824 億円 | 約 ▲ 2.7 % |
| | 水準超経費 | 7,500 億円 | 6,500 億円 | 15.4 % |
| | 歳出合計 | 約 819,100 億円 | 818,647 億円 | 約 0.1 % |
| | （水準超経費を除く） | 約 811,600 億円 | 812,147 億円 | 約 ▲ 0.1 % |
| | 地方一般歳出 | 約 664,200 億円 | 664,533 億円 | 約 ▲ 0.1 % |

（注1） 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。
（注2） 全国防災事業一般財源充当分の平成24年度の額は、平成24年度地方財政計画に計上された「緊急防災・減災事業一般財源充当分」の額である。

**資料５**

## ２．平成25年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

### （１） 復旧・復興事業

| 項目 | | 平成25年度（見込） | 平成24年度 | 増減率（見込） |
|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 震災復興特別交付税 | 6,198 億円 | 6,855 億円 | ▲ 9.6 % |
| | 国庫支出金 | 約 18,000 億円 | 10,772 億円 | 約 63.5 % |
| | （うち東日本大震災復興交付金） | （ 4,896 億円） | （ 2,842 億円） | （ 72.3 %） |
| | 地方債 | 233 億円 | 127 億円 | 83.5 % |
| | 計 | 約 24,000 億円 | 17,788 億円 | 約 35.3 % |
| 歳出 | 直轄・補助事業費 | 約 22,000 億円 | 14,284 億円 | 約 53.5 % |
| | （うち東日本大震災復興交付金分） | （約 6,000 億円） | （ 3,553 億円） | （約 75.8 %） |
| | 地方税等の減収分見合い歳出 | 895 億円 | 1,271 億円 | ▲ 29.6 % |
| | 地方単独事業費 | 1,220 億円 | 2,200 億円 | ▲ 44.5 % |
| | 計 | 約 24,000 億円 | 17,788 億円 | 約 35.3 % |

### （２） 全国防災事業

| 項目 | | 平成25年度（見込） | 平成24年度 | 増減率（見込） |
|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 地方税 | 123 億円 | － | 皆増 |
| | 一般財源充当分 | 130 億円 | 96 億円 | 35.4 % |
| | 国庫支出金 | 約 800 億円 | 2,059 億円 | 約 ▲ 61.1 % |
| | 地方債 | 973 億円 | 4,173 億円 | ▲ 76.7 % |
| | 雑収入 | 5 億円 | 1 億円 | 400.0 % |
| | 計 | 約 2,000 億円 | 6,329 億円 | 約 ▲ 67.9 % |
| 歳出 | 全国防災対策費に係る直轄・補助事業費 | 約 1,800 億円 | 4,899 億円 | 約 ▲ 63.8 % |
| | 地方単独事業費 | － | 1,400 億円 | 皆減 |
| | 公債費 | 258 億円 | 30 億円 | 760.0 % |
| | 計 | 約 2,000 億円 | 6,329 億円 | 約 ▲ 67.9 % |

（注１）本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。
（注２）全国防災事業の平成24年度の額は、平成24年度地方財政計画に計上された緊急防災・減災事業の額である。

資料６

# 平成25年度地方交付税総額算定基礎

（単位：億円、%）

| 区分 | | 平成25年度当初予算額 A | 平成24年度 当初予算額 B | 平成24年度 補正額 C | 平成24年度 補正後 B＋C D | 増減額 A－B E | 増減額 A－D F | 増減率 E／B (%) | 増減率 F／D (%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国税 | 所得税(A) | 138,980 | 134,910 | 1,100 | 136,010 | 4,070 | 2,970 | 3.0 | 2.2 |
| | 酒税(B) | 13,470 | 13,400 | － | 13,400 | 70 | 70 | 0.5 | 0.5 |
| | 二税計(ア) | 152,450 | 148,310 | 1,100 | 149,410 | 4,140 | 3,040 | 2.8 | 2.0 |
| | 法人税(イ) | 87,140 | 88,080 | 1,840 | 89,920 | −940 | −2,780 | −1.1 | −3.1 |
| | 消費税(ウ) | 106,490 | 104,230 | −1,070 | 103,160 | 2,260 | 3,330 | 2.2 | 3.2 |
| | たばこ税(エ) | 9,910 | 9,450 | － | 9,450 | 460 | 460 | 4.9 | 4.9 |
| 一般会計 | (ア)×32% | 48,784 | 47,459 | 352 | 47,811 | 1,325 | 973 | 2.8 | 2.0 |
| | (イ)×34% | 29,628 | 29,947 | 626 | 30,573 | −320 | −945 | −1.1 | −3.1 |
| | (ウ)×29.5% | 31,415 | 30,748 | −316 | 30,432 | 667 | 982 | 2.2 | 3.2 |
| | (エ)×25% | 2,478 | 2,363 | － | 2,363 | 115 | 115 | 4.9 | 4.9 |
| | 小計 | 112,304 | 110,517 | 662 | 111,179 | 1,787 | 1,125 | 1.6 | 1.0 |
| | 過年度精算分(20年度等) | −2,981 | −3,637 | － | −3,637 | 656 | 656 | −18.0 | −18.0 |
| | 過年度精算分(23年度) | － | － | 2,244 | 2,244 | － | −2,244 | － | 皆減 |
| | 20年度補正予算(第2号)における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分 | −827 | −827 | － | −827 | － | － | － | － |
| | 小計(法定五税分) | 108,495 | 106,053 | 2,906 | 108,958 | 2,443 | −463 | 2.3 | −0.4 |
| | 法定加算等 | 8,231 | 9,752 | － | 9,752 | −1,521 | −1,521 | −15.6 | −15.6 |
| | 別枠の加算 | 9,900 | 10,500 | － | 10,500 | −600 | −600 | −5.7 | −5.7 |
| | 地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算 | 9,900 | 10,500 | － | 10,500 | −600 | −600 | −5.7 | −5.7 |
| | 歳出特別枠の上乗せ分見合いの別枠加算 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 臨時財政対策特例加算額 | 36,045 | 38,361 | － | 38,361 | −2,316 | −2,316 | −6.0 | −6.0 |
| | 特例加算額 | － | － | 0.5 | 0.5 | － | −0.5 | － | 皆減 |
| | **計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | | |
| | **(一般会計繰入れ)** | **162,672** | **164,665** | **2,906** | **167,572** | **−1,994** | **−4,900** | **−1.2** | **−2.9** |
| 特別会計 | 返還金 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 特別会計借入金 | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | 特別会計借入金償還額 | −1,000 | −1,000 | － | −1,000 | － | － | － | － |
| | 借入金等利子充当分 | −1,746 | −2,428 | － | −2,428 | 682 | 682 | −28.1 | −28.1 |
| | 剰余金の活用 | 2,000 | 5,200 | － | 5,200 | −3,200 | −3,200 | −61.5 | −61.5 |
| | 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 | 6,500 | 3,500 | － | 3,500 | 3,000 | 3,000 | 85.7 | 85.7 |
| | 前年度からの繰越金 | 2,199 | 4,608 | － | 4,608 | −2,409 | −2,409 | −52.3 | −52.3 |
| | 翌年度への繰越金 | － | － | −2,199 | −2,199 | － | 2,199 | － | 皆減 |
| | **計** | **170,624** | **174,545** | 707 | **175,253** | **−3,921** | **−4,628** | **−2.2** | **−2.6** |
| 地方交付税 | **合計** | **170,624** | **174,545** | 707 | **175,253** | **−3,921** | **−4,628** | **−2.2** | **−2.6** |
| | 内訳 普通交付税 | 160,387 | 164,073 | 707 | 164,780 | −3,686 | −4,393 | −2.2 | −2.7 |
| | 内訳 特別交付税 | 10,237 | 10,473 | 0.5 | 10,473 | −235 | −236 | −2.2 | −2.3 |

（注）表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

資料７

# 平成２５年度　各種交付金計上額

（単位：億円、%）

| 交　付　金　名 | 25年度 | 24年度 | 増減額 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 交通安全対策特別交付金 | 706.3 | 715.2 | △ 8.9 | △ 1.2 |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 275.4 | 267.4 | 8.0 | 3.0 |
| 施設等所在市町村調整交付金 | 70.0 | 68.0 | 2.0 | 2.9 |
| 電源立地地域対策等交付金 | 1,289.4 | 1,319.5 | △ 30.1 | △ 2.3 |
| 特定防衛施設周辺整備調整交付金 | 298.8 | 304.6 | △ 5.8 | △ 1.9 |
| 石油貯蔵施設立地対策等交付金 | 56.2 | 56.2 | 0.0 | 0.0 |

資料８

# 平成２５年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、%）

| 項目 | 平成25年度計画額(A) | 平成24年度計画額(B) | 差引 (A)−(B) (C) | 増減率 (C)/(B)×100 |
|---|---|---|---|---|
| 一 一般会計債 | | | | |
| １ 公共事業等 | 16,895 | 18,630 | △ 1,735 | △ 9.3 |
| ２ 公営住宅建設事業 | 1,162 | 1,174 | △ 12 | △ 1.0 |
| ３ 災害復旧事業 | 435 | 290 | 145 | 50.0 |
| ４ 教育・福祉施設等整備事業 | 3,763 | 3,821 | △ 58 | △ 1.5 |
| (1) 学校教育施設等 | 1,285 | 1,308 | △ 23 | △ 1.8 |
| (2) 社会福祉施設 | 295 | 201 | 94 | 46.8 |
| (3) 一般廃棄物処理 | 947 | 964 | △ 17 | △ 1.8 |
| (4) 一般補助施設等 | 686 | 748 | △ 62 | △ 8.3 |
| (5) 施設（一般財源化分） | 550 | 600 | △ 50 | △ 8.3 |
| ５ 一般単独事業 | 18,634 | 15,447 | 3,187 | 20.6 |
| (1) 一般 | 4,252 | 4,390 | △ 138 | △ 3.1 |
| (2) 地域活性化 | 400 | 471 | △ 71 | △ 15.1 |
| (3) 防災対策 | 922 | 951 | △ 29 | △ 3.0 |
| (4) 地方道路等 | 2,310 | 2,385 | △ 75 | △ 3.1 |
| (5) 旧合併特例 | 6,200 | 7,250 | △ 1,050 | △ 14.5 |
| (6) 緊急防災・減災 | 4,550 | − | 4,550 | 皆増 |
| ６ 辺地及び過疎対策事業 | 3,460 | 3,297 | 163 | 4.9 |
| (1) 辺地対策 | 410 | 397 | 13 | 3.3 |
| (2) 過疎対策 | 3,050 | 2,900 | 150 | 5.2 |
| ７ 公共用地先行取得等事業 | 457 | 472 | △ 15 | △ 3.2 |
| ８ 行政改革推進 | 1,800 | 2,400 | △ 600 | △ 25.0 |
| ９ 調整 | 100 | 100 | 0 | 0.0 |
| 計 | 46,706 | 45,631 | 1,075 | 2.4 |
| 二 公営企業債 | | | | |
| １ 水道事業 | 3,634 | 3,636 | △ 2 | △ 0.1 |
| ２ 工業用水道事業 | 250 | 276 | △ 26 | △ 9.4 |
| ３ 交通事業 | 1,902 | 2,356 | △ 454 | △ 19.3 |
| ４ 電気事業・ガス事業 | 195 | 70 | 125 | 178.6 |
| ５ 港湾整備事業 | 506 | 618 | △ 112 | △ 18.1 |
| ６ 病院事業・介護サービス事業 | 3,432 | 3,374 | 58 | 1.7 |
| ７ 市場事業・と畜場事業 | 329 | 759 | △ 430 | △ 56.7 |
| ８ 地域開発事業 | 1,055 | 1,304 | △ 249 | △ 19.1 |
| ９ 下水道事業 | 11,774 | 11,908 | △ 134 | △ 1.1 |
| 10 観光その他事業 | 93 | 131 | △ 38 | △ 29.0 |
| 計 | 23,170 | 24,432 | △ 1,262 | △ 5.2 |
| 合計 | 69,876 | 70,063 | △ 187 | △ 0.3 |

（単位：億円、%）

| 項目 | | 平成25年度計画額(A) | 平成24年度計画額(B) | 差引(A)−(B) (C) | 増減率(C)/(B)×100 |
|---|---|---|---|---|---|
| 三 公営企業借換債 | | − | 300 | △ 300 | 皆減 |
| 四 臨時財政対策債 | | 62,132 | 61,333 | 799 | 1.3 |
| 五 退職手当債 | | 1,700 | 3,700 | △ 2,000 | △ 54.1 |
| 六 国の予算等貸付金債 | | ( 689 ) | ( 1,195 ) | ( △ 506 ) | ( △ 42.3 ) |
| 総計 | | ( 689 ) | ( 1,195 ) | ( △ 506 ) | ( △ 42.3 ) |
| | | 133,708 | 135,396 | △ 1,688 | △ 1.2 |
| 内訳 | 普通会計分 | 111,517 | 111,654 | △ 137 | △ 0.1 |
| | 公営企業会計等分 | 22,191 | 23,742 | △ 1,551 | △ 6.5 |
| 資金区分 | | | | | |
| 公的資金 | | 55,360 | 55,705 | △ 345 | △ 0.6 |
| 財政融資資金 | | 35,759 | 36,188 | △ 429 | △ 1.2 |
| 地方公共団体金融機構資金 | | 19,601 | 19,517 | 84 | 0.4 |
| （国の予算等貸付金） | | ( 689 ) | ( 1,195 ) | ( △ 506 ) | ( △ 42.3 ) |
| 民間等資金 | | 78,348 | 79,691 | △ 1,343 | △ 1.7 |
| 市場公募 | | 44,400 | 44,400 | 0 | 0.0 |
| 銀行等引受 | | 33,948 | 35,291 | △ 1,343 | △ 3.8 |

その他同意等の見込まれる項目

1　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債

3　財政再生団体が発行する再生振替特例債

（備　考）

国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

**資料９**

# 平成２５年度　地方公務員共済組合負担金等の組合別負担率等

【地方公務員共済組合】

| 区分 | | | 都道府県 | 公立学校 | | 警察 | | 市町村 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 一般職 | 義務教育職 | その他教育職 | 警察官 | 事務職 | 一般職 |
| 長期 | 給料 | | 103.0157‰ | | | | | |
| | 期末手当等 | | 82.4126‰ | | | | | |
| | 公経済 | | 36.1‰ | | | | | |
| 追加費用 | | | 80.6‰ | 91.2‰ | 55.2‰ | 60.5‰ | 53.8‰ | 43.6‰ |
| 短期 | 給料 | | 72.54‰ | 62.08‰ | | 61.25‰ | | 71.32‰ |
| | | 短期＋福祉 | 65.03‰ | 55.55‰ | | 52.78‰ | | 63.45‰ |
| | | 育休介護手当金 | 0.33‰ | 0.43‰ | | 0.16‰ | | 0.31‰ |
| | | 介護納付金 | 7.18‰ | 6.10‰ | | 8.31‰ | | 7.31‰ |
| | | 特別財政調整 | － | － | | － | | 0.25‰ |
| | 期末手当等 | | 58.02‰ | 49.66‰ | | 49.00‰ | | 57.06‰ |
| | | 短期＋福祉 | 52.02‰ | 44.44‰ | | 42.22‰ | | 50.76‰ |
| | | 育休介護手当金 | 0.26‰ | 0.34‰ | | 0.13‰ | | 0.25‰ |
| | | 介護納付金 | 5.74‰ | 4.88‰ | | 6.65‰ | | 5.85‰ |
| | | 特別財政調整 | － | － | | － | | 0.20‰ |
| 事務費 | | | 240円 | 240円 | | 240円 | | 10,260円 |

（備考）

１　「長期」及び「短期」の負担金率については、平成１５年４月１日から導入された総報酬制をベースとしている。

２　「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与（掛金の標準となる給料の額×１．２５（特別職の職員等である組合員は１）と掛金の標準となる期末手当等との合計額）に対する率である。

３　市町村一般職の事務費については、標準的な市町村職員共済組合に係る額である。

【地方議会議員共済会】

| 区分 | 都道府県議会議員 | 市議会議員 | 町村議会議員 |
|---|---|---|---|
| 給付費 | 25.3/100 | 51.9/100 | 51.9/100 |
| 事務費 | 18,293円 | 11,378円 | 13,129円 |

（備考）「給付費」の負担金率については、各共済会の定款に定める標準報酬をベースとしている。

資料10

# 平成２５年度地方債計画
（東日本大震災分）

（１）復旧・復興事業

（単位：億円、％）

| 項目 | | 平成25年度計画額(A) | 平成24年度計画額(B) | 差引 (A)−(B) (C) | 増減率 (C)/(B)×100 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計債 | | | | | |
| 公営住宅建設事業 | | 233 | 123 | 110 | 89.4 |
| 災害復旧事業 | | 54 | 38 | 16 | 42.1 |
| 一般単独事業 | | − | 4 | △ 4 | 皆減 |
| 公営企業債 | | | | | |
| 水道事業 | | 5 | 10 | △ 5 | △ 50.0 |
| 病院事業・介護サービス事業 | | 5 | 21 | △ 16 | △ 76.2 |
| 市場事業・と畜場事業 | | 2 | 1 | 1 | 100.0 |
| 下水道事業 | | 18 | 12 | 6 | 50.0 |
| 被災施設借換債 | | 50 | 150 | △ 100 | △ 66.7 |
| 特定被災地方公共団体借換債 | | 1,830 | − | 1,830 | 皆増 |
| 国の予算等貸付金債 | | (−) | (8) | (△ 8) | (皆減) |
| 総計 | | (−)<br>2,197 | (8)<br>359 | (△ 8)<br>1,838 | (皆減)<br>512.0 |
| 内訳 | 普通会計分 | 233 | 127 | 106 | 83.5 |
| | | (280) | (−) | (280) | (皆増) |
| | 公営企業会計等分 | 1,684 | 232 | 1,452 | 625.9 |
| 資金区分 | 公的資金 | | | | |
| | 財政融資資金 | 231 | 129 | 102 | 79.1 |
| | 地方公共団体金融機構資金 | 1,966 | 230 | 1,736 | 754.8 |
| | （国の予算等貸付金） | (−) | (8) | (△ 8) | (皆減) |

その他同意等の見込まれる項目

１　上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

２　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

３　国の予算から貸し付けられる貸付金及びこれを受けて事業を実施する場合において発行する一般事業債

（備　考）

１　国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

２　「内訳」欄の（　）書は、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債であり、普通会計分の外書であるが、総計には含む。

（２）全国防災事業

（単位：億円、％）

| 項目 | | 平成25年度計画額(A) | 平成24年度計画額(B) | 差引 (A)−(B) (C) | 増減率 (C)/(B)×100 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般会計債 | | | | | |
| 公営住宅建設事業 | | − | 178 | △ 178 | 皆減 |
| 旧緊急防災・減災事業 | | − | 3,995 | △ 3,995 | 皆減 |
| 全国防災事業 | | 973 | − | 973 | 皆増 |
| 公営企業債 | | | | | |
| 水道事業 | | − | 216 | △ 216 | 皆減 |
| 工業用水道事業 | | − | 1 | △ 1 | 皆減 |
| 下水道事業 | | − | 156 | △ 156 | 皆減 |
| 総計 | | 973 | 4,546 | △ 3,573 | △ 78.6 |
| 内訳 | 普通会計分 | 973 | 4,173 | △ 3,200 | △ 76.7 |
| | 公営企業会計等分 | − | 373 | △ 373 | 皆減 |
| 資金区分 | 公的資金 | | | | |
| | 財政融資資金 | 820 | 2,553 | △ 1,733 | △ 67.9 |
| | 地方公共団体金融機構資金 | 153 | 1,993 | △ 1,840 | △ 92.3 |

その他同意等の見込まれる項目

上記以外の公営企業の事業区分において東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債